

# 更生保護のあり方を考える有識者会議

## 第14回会議

日時 平成18年5月9日(火) 自 午後2時02分  
至 午後5時32分  
場所 東京高等検察庁第2会議室

野沢座長 ただ今から、更生保護のあり方を考える有識者会議の第14回会議を開催します。本日の予定ですが、最初に執行猶予者保護観察制度のあり方について、前回の会議での御議論を踏まえ、改めて取りまとめをした後、これまで度々議論してまいりましたが、結論を得るまでに至っていない保護観察における新たな制度(権限)の導入、特に立入調査権と往訪受忍義務の問題について、更には仮釈放許可基準のあり方についての意見交換を行いたいと思いません。そして、最後に、最終提言の構成や今後の会議運営について意見交換を行いたいと思っております。

### 1. 執行猶予者保護観察制度のあり方について(取りまとめ)

野沢座長 それでは、議事に入りたいと思います。最初に、前回の会議で皆様からいただきました御意見をもとに、執行猶予者保護観察制度のあり方について、改めて取りまとめの案を作成いたしましたので、事務局から説明をお願いします。

事務局 執行猶予者保護観察制度のあり方についての取りまとめの案について御説明します。

#### 1. 対象者選択等について

保護観察付執行猶予の判決を受けた者の中には、実刑に処することも考えられる事案だが、保護観察による指導監督・補導援護があれば、社会内での更生が期待できるとされた者と、もともと実刑に処することは到底考えにくい事案だが、定住や就労の支援等保護観察の社会福祉的な側面に期待するなどして保護観察付執行猶予に付された者の2通りが混在しており、そのことが、執行猶予者保護観察制度のあり方に困難な面を与えていると思われる。

現在の執行猶予者保護観察制度の運用には、特に後者について問題があるだけに、対象者の選択等がより一層適切に行われることが期待される。

当面の措置として、保護観察所が、上記二つのカテゴリーのどちらに当たるのかを見極め、対象者の問題性等に応じた適切な処遇を行うことができるようにするための方策を講じるべきである。

執行猶予者保護観察法が改正されて、特別遵守事項の設定が可能になり、裁判所が特別遵守事項についての意見を述べる制度になること、量刑判断の基礎となる情状に関する証拠が適切に公判に顕出される必要があることなども踏まえ、例えば、必要に応じて、被告人の生活環境等に関する資料が今まで以上に公判に提出されるようにするための方策を検討すべきである。

#### 2. 所在不明防止策について

保護観察付執行猶予の判決を受けた者が、一度も保護観察所に出頭することなく、あるいは、

出頭しても、住居を設定するようとの指示に従うことなく、判決確定前に所在不明になる例が少なくないことを踏まえ、例えば、保護観察所への出頭や住居設定の必要性等に関する指導や裁判所から保護観察所へのパトタッチがこれまで以上に適切に行われるようにすることなどにより、保護観察所が、あらかじめ、対象者の問題性に応じた適切な処遇計画を立て、必要な処遇態勢を整えることができるようにする必要がある。

判決確定前に所在不明となった者については、保護観察を開始することすらできず、保護観察による改善更生の可能性がないことが明白であることから、迅速に執行猶予を取り消すよう関係機関の連携を強化すべきである。

### 3、執行猶予取消しについて

執行猶予者保護観察法が改正され、転居や長期の旅行が届出制から許可制に変更されるとともに、特別遵守事項の設定が可能になり、対象者がその事項を遵守せず、その情状が重いときは刑の執行猶予を取り消し得ることとされたことなどを踏まえ、保護観察所は、対象者ごとに適切な特別遵守事項が設定されるよう努めるとともに、保護観察官の意識改革や調査能力の向上等に努め、対象者が、特別遵守事項に違反し、あるいは、保護観察官や保護司との接触を怠り、あるいは、保護観察を離脱して所在不明になった場合など、保護観察による指導に従わず、保護観察による再犯の可能性がないと認められる場合には、再犯に至らない段階で早期に、執行猶予取消しの申出を積極的に行うようにすべきである。裁判所及び検察庁においても、遵守事項違反に基づく執行猶予の取消しの必要性が十分に理解され、適切な制度運用が行われるよう、法務省は、関係機関の理解を求めるとの取組を行うべきである。

遵守事項違反に基づく執行猶予の裁量的取消しが適切に行われるようにするため、意味内容が広すぎて、分かりにくいとの指摘もある「善行を保持すること（執行猶予者保護観察法第5条第1号）」など、一般遵守事項についても検討を加えるべきである。さらに、今後、執行猶予者保護観察法の改正や上記運用改善による効果を見極め、なおも、遵守事項違反に基づく執行猶予の裁量的取消しが適切に行われない場合には、取消しの要件を改めることを含め、更なる改善策を検討すべきである。

### 4、その他

上記各施策を円滑に実施するため、法務省は、法曹三者の更生保護に関する理解を深めるとともに、法改正を踏まえた執行猶予者保護観察制度の新たな運用の確立に向けて、裁判所、検察庁及び保護観察所による連絡協議会を定期的開催するなど、関係機関の相互理解を図るための取組を行うべきである。

以上が、前回の御議論を踏まえて修正した取りまとめの案です。修正等を行った部分を中心に、御説明申し上げます。

まず、1の対象者選択等についてです。これは「保護観察付執行猶予に付されている者には2通りのカテゴリーの者が混在しており、これが執行猶予者保護観察制度のあり方に困難な面を与えている」とありましたが、前回の会議において、困難な面を与えているからどうすべきなのかという方向性を出すべきではないかとの御意見、それから、そのような困難な面があるからこそ、対象者選択を適切に行うべきであるという論理的な関連性を示すべきではないかとの御意見がありましたので、これらを踏まえまして、「現在の執行猶予者保護観察制度の運用には、特に後者について問題があるだけに、対象者の選択等がより一層適切に行われることが期待される。当面の措置として、保護観察所が、上記2つのカテゴリーのどちらに当たるの

かを見極め、対象者の問題性等に応じた適切な処遇を行うことができるようにするための方策を講じるべきである」という内容を付加しております。

1の後半部分につきましては、この点だけではなく、ほかのところでもそうでしたけれども、「方策を検討すべきである」となっていた箇所について、もう少し内容を具体化しないと、具体策を丸投げしている印象を与えてしまうのではないかと、例示の形でもいいから、どういことをするのがもう少し分かるような表現ぶりにするべきではないかとの御指摘を踏まえまして、「被告人の生活環境等に関する資料が今まで以上に公判に提出されるようにするための方策を検討すべきである」と修正して、具体的にどういう方策を考えるのかを分かりやすくしております。

2の所在不明防止策につきましても、前回お示しした取りまとめ案では、単に「具体的な方策を検討する必要がある」という表現になっていたことから、「保護観察所への出頭や住居設定の必要性等に関する指導や裁判所から保護観察所へのバトンタッチがこれまで以上に適切に行われるようにすることなどにより、保護観察所が、あらかじめ、対象者の問題性に応じた適切な処遇計画を立て、必要な処遇態勢を整えることができるようにする必要がある」として、より具体化したものへ表現を改めております。また、2の後半についても同様に、具体策としてどのようなことがあり得るのが分かるようにするため、「迅速に執行猶予を取り消すよう関係機関の連携を強化すべきである」という表現に改めています。

次に3の執行猶予取消しについて御説明します。これについては、執行猶予者保護観察法の改正を受け、遵守事項違反に基づく執行猶予の取消しの運用をきちんと行っていこうという点を強調するべく表現ぶりを修正しています。また、前回の案では、「再犯に至らない段階でも」としておりましたが、この表現では、再犯に至った場合に取消しすることがむしろ原則であるかのように読み取られてしまうおそれもあるので、再犯待ちをせず、「再犯に至らない段階で早期に」と修正するべきであるという御意見を踏まえて修正したものです。

3の後半部分につきましては、運用改善だけで適切な執行猶予の取消しが担保されるのかという御懸念を示される御意見や、一般遵守事項の善行保持義務についても見直す必要があるのではないかと御意見、また、刑法の定める遵守事項違反に基づく執行猶予の裁量的取消しの要件である「情状が重いとき」を見直すことも検討課題として示すべきではないかという御意見を踏まえまして、「遵守事項違反に基づく執行猶予の裁量的取消しが適切に行われるようにするため、意味内容が広すぎて、分かりにくいとの指摘もある「善行を保持すること（執行猶予者保護観察法第5条第1号）」など、一般遵守事項についても検討を加えるべきである。さらに、今後、執行猶予者保護観察法の改正や上記運用改善による効果を見極め、なおも、遵守事項違反に基づく執行猶予の裁量的取消しが適切に行われない場合には、取消しの要件を改めることを含め、更なる改善策を検討すべきである。」と修正しております。

最後のその他についてですが、これは、表現の明確化を図るため、「法改正を踏まえた執行猶予者保護観察制度の新たな運用の確立に向けて」と内容を付加したことと、裁判所、検察庁及び保護観察所による連絡協議会、これを「定期的に」開催するというように位置付けを明確にするべきだという御意見を踏まえて書き改めたところです。

野沢座長 ただ今御説明がありました取りまとめ案につきまして、御意見がありましたら、お願いします。

堀野委員 改めて読み直してみたのですが、2通りの者が混在しているということに

ついて、「そのことが、執行猶予者保護観察制度のあり方に困難な面を与えていると思われる」とありますが、これだけでは説明不足ではないだろうかという感じがします。例えばどう  
いう点において困難が表れているのかが分かった方がいいのではないだろうかという気がしま  
す。

それから、今の部分とその次の段落が論理的につながるのかと疑問に思うのですが、そうい  
う2通りの者が混在していることと、対象者の選択がより適切に行われる必要があるというこ  
と、これはどうつながるのでしょうか。

それからもう一つ、対象者の選択は裁判所が行っているわけですが、「現在の執行猶予者保  
護観察制度の運用には、特に後者について問題があるだけに、対象者の選択等がより一層適切  
に行われることが期待される」という表現は、現在の裁判所における保護観察の付け方に若干  
問題ありということが前提になっていて、裁判所あての文面になるのかなと思うのですが、そ  
の辺はどうなのでしょう。私は、むしろこの部分は削った方がいいのかなと。2通りの者が  
混在している、だから、「保護観察所が、上記二つのカテゴリーのどちらに当たるのかを見極  
め」とした方が素直につながるのかなという感じがしているのですけれども、ちょっとその辺  
についての事務局の御意見を聞かせてほしいのですが。

事務局 起こした事件の大きさからすると、もともと実刑に処することは到底考えにくい事  
案で、定住や就労の支援等の保護観察の社会福祉的な側面に期待して保護観察に付された者、  
典型的な例で言えば、ホームレスが万引きを行った場合などがそうですが、裁判所としてはそ  
うした補導援護の面を中心として保護観察所にケアしてほしいと期待されて、保護観察を付け  
てこられるとしても、本人がそれを望まない場合には、結局何もできなくなる。さらに、早期  
の段階で所在不明になってしまうケース等があり、それをもって遵守事項違反に基づく執行猶  
予の取消しをしようとした場合に、もともと実刑にするのは到底困難な者であったということ  
が事実上左右して、取消しが非常に困難になっている面があるのではないかと考えております。

保護観察所から見れば、保護観察付執行猶予に付される者が二つのカテゴリーのどちらに属  
しているのかがはっきりと分かる形になっていけば、それに応じた適切な対応をとっていけば  
いいわけです。いわば社会福祉的なケアの側面を本人が望んでいけば、そのような処遇をすれ  
ばいい。その後、それでうまくいかなかったとしても、直ちに取り消していくという厳しい指  
導監督の側面をやらなくてもよいということが分かる形になっていけばいいのだけれども、そ  
こが分からない形で2通りが混在している。そして、必ずしも指導監督に乗ってこないことが  
あり、実際問題として、取り消そうと思っても取り消せずいろいろな問題が生じているのでは  
ないかという意味合いで申し上げました。

また、現在の対象者選択のあり方に問題があることを前提として、これを適切に行えと裁判  
所に対して注文を付けていることになるのではないかという御懸念については、前回の会議で  
の皆様御発言を考慮しますと、やはり保護観察に付すことは、それなりの要件がおのずから  
考えられるのだらうと思われます。そのため、もし後者の類型で考えるのであれば、単純執行  
猶予にして本人が望む場合には更生緊急保護によってケアしていく方法では本当に無理なのか、  
保護観察を付けることによって、次は実刑というデメリットも生じてしまうわけですから、そ  
れでもいいのかを十分考慮した上で決める必要があるだらうと。今の運用が必ずしも不適切だ  
とは申し上げませんが、実際の運用にそういう問題点があることを踏まえて、「対象者の選択  
等がより一層適切に行われることが期待される」という意見を示すことは司法権への不当な介

入には当たらないと考えておりますし、前々回のヒアリングの中でも現在の対象者選択のあり方に全く問題がないのかという、そこは必ずしもそういう議論ではなかったように記憶しています。これまでの会議での御議論を踏まえて、このように取りまとめたものであり、「対象者の選択がより一層適切に行われることが期待される」とすること自体には、特段の問題がないのではないかと考えました。

堀野委員 具体的にはいわゆるホームレスの窃盗犯などについては、保護観察になじまない人が多いと思いますけれども、そうすると、単純執行猶予でなくて、むしろ実刑にした方がよいのではないのかという、重罰化への方向付けがなされているような感じがするのですけれども、それはどうですか。

事務局 必ずしもそういう意味ではないと考えております。単純執行猶予でもいい場合があるかもしれないというところを、より一層考えていく必要があるのではないかとということです。

本江委員 今のところですが、もし今堀野委員が言われたように、裁判所に対して何か批判めいた印象を与えるとすれば、2通りの者のうち、後者の事例において保護観察所は困難を感じているという書き方にすればいいのではないかと思います。

野沢座長 ほかにいかがでしょうか。

堀野委員 もう一点だけ申し上げます。4のその他についてですけれども、「法曹三者の更生保護に関する理解を深める」ことは必要だと思います。それから、「法改正を踏まえた執行猶予者保護観察制度の新たな運用の確立に向けて、裁判所、検察庁及び保護観察所による連絡協議会を定期的開催する」ということで、官だけのことでしたけれども、やはり弁護士、つまり弁護士会を協議会のメンバーに入れるべきではないか。弁護士の量刑に関する情状立証その他について、かなり怠慢があると私は思っているのですけれども、弁護士がやはりきちんとした情状立証に参加することを弁護士会を通じて指導することがあってしかるべきだと思うので、もし、差し支えなければ「弁護士」も入れた方がよいのではないかと思います。

野沢座長 同感ですね。それは是非入れた方がよいと思います。

佐伯委員 堀野委員が最初に触れられた1の対象者選択等についての前段ですが、この点についてはいろいろと議論があったと理解しておりますけれども、「一層適切に行われることが期待される」という整理の仕方ですと、やはり普通に読めば、保護観察実施上困難な後者については、執行猶予を付けることを今までよりも抑制的にすべきであると読めるし、そのように読むのが普通だろうと思います。そうすべきかという点については、必ずしも合意があったとは思えませんので、この表現はやはり削除するか、もし残すとすればもっと詳しく議論を反映した形で修正すべきだろうと思います。

野沢座長 それでは、今頂戴しました御意見については修正をした上で、おおむね合意ということでよろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

野沢座長 どうもありがとうございました。その案については、また後ほど御相談させていただきたいと思います。

## 2. 保護観察における新たな制度(権限)の導入、仮釈放許可基準等について

( 意見交換 ( 前回の続き ) )

野沢座長 それでは、次に、保護観察における新たな制度（権限）の導入及び仮釈放許可基準等についての意見交換を行いたいと思います。

まず、前回から御議論いただいて継続になっております立入調査権及び往訪受忍義務の問題について意見交換を行いたいと思いますので、事務局から説明をお願いします。

事務局 前回立入調査権の導入について御議論いただいた際に、委員の皆様方からは、往訪受忍義務を制度化するのであれば、重ねて立入調査権まで考えなくてもよいのではないかという御意見がありました。しかし、これまでの御議論の中で、往訪受忍義務がその内容としてどこまでのことを含むと考えているのかについて、事務局から明確にお示ししておりませんでしたので、その点があいまいなままで御議論いただくことになってしまい、やや議論がしにくい面があったのではないかと考えました。

そこで、今回は往訪受忍義務という用語として、これまで事務局から説明していた内容について御説明し、それを更に超えて、特に立ち入る必要がある場合についてどう考えていくのかについて、事務局としてのアイデアを申し上げます。

まず、一般的義務内容のイメージについて御説明します。これは、すべての保護観察対象者を対象として、「保護観察官又は保護司が住居を訪れたときは、これを招じ入れ、住居内において、その面接に応じること」を一般的な義務として課すべきではないかということです。「住居内」とは、社会一般の常識に照らして、客の来訪を受け入れたと評価できる場所ということとして、玄関先ではなく、客間や応接間、茶の間などのような場所に保護観察官あるいは保護司を招き入れて、そこで面接に応じ、会話するところまでを往訪受忍義務の内容としたらどうかと考えております。

次に、これを超えて特に立ち入る必要がある場合について申し上げます。対象者の中には、例えば、自宅における監禁事件により保護観察に付された者のように、室内の様子を観察して、その生活実態を把握することなくして、実効性ある保護観察を行い得ない者もあり、このような者については、特別遵守事項として立入受入義務を課し、室内に立ち入り内部の様子を観察すれば、遵守事項違反の有無が明らかになる蓋然性が高い場合には、保護観察官の求めるところに従い、これを居室内に立ち入らせることを義務付ける必要があるのではないかと考えております。

前回の御議論の状況を見ておりますと、すべての保護観察対象者に対して一般的な義務として立入検査を受け入れることを義務付けることは相当ではないというのがこの会議の大勢であったと考えました。そこで、必要性の高い類型の対象者に限定して、例えば、「保護観察官が求めるときは、その求めるところに従い、保護観察官を面接場所以外の居室に立ち入らせること」というように、あらかじめ特別遵守事項で立ち入りを受け入れることを義務付けることにしたらどうかと検討しております。

説明は以上です。これらを参考に御議論いただきたいと思います。

野沢座長 いかがでしょうか。大分固まってきたように感じますが。

堀野委員 質問ですけれども、特に立ち入る必要がある場合について、先ほどの御説明では、「自宅における監禁事件により保護観察に付された者のように」という例示がありましたけれ

ども、このような表現をされているということは、限定的な列挙であろうと思うのですけれども、この前の会議で例として挙げられていた、シンナー臭がするとか、あるいは暴走族が集まっているらしい、こうした場合は外れることになるのですか。どういう事例を考えておられるのか。

事務局 前回の御議論では、住居の中に立ち入ることによって遵守事項違反の有無が一見して明白に分かるようなケースでないと、立入りを認めても仕方がないし、それだけの必要性があるのかということになるのではないかと御議論があったかと思えます。例えば、薬物事犯等については、一般的に室内、住居内で行われる可能性が高いとまでは言えないのではないかと。前回の御議論を踏まえすと、住居内で行われる蓋然性が非常に高いものであって、中に入れば遵守事項違反が容易に分かる、しかも、対象者の指導監督をしていく上で、そういう形で住居内の様子を見て生活実態を把握していくことが不可欠なのだというケースに限定する必要があるのではないかと御議論であったと記憶していますので、そうであるとすれば、シンナーなど薬物一般の場合については、事前に特別遵守事項で立入りを可能にすることまでは恐らくお認めいただけないと考えておりますが、そこは制度設計次第かと思えます。

本江委員 これは法律にそのように書くのですか。それとも、対象者ごとに個別に特別遵守事項として定めるのですか。途中から付け加えることもできるという趣旨ですか。

事務局 特別遵守事項でこういう義務を課すことができるということは法律で書く必要があるのではないかと考えています。その上で、立入りを受け入れて、居室内を見せなければ、きちんとした指導監督ができないというケースであれば、個別的に地方更生保護委員会の判断等によって特別遵守事項の中で書いていくことになるのではないかと考えております。

本江委員 途中からでも付け加えられるのですか。

事務局 現行法では、付加変更ができることが明確に法律に書いてありませんので、できないという運用をしておりますが、事務局としては、これを付加変更ができるようにしたいと考えております。その流れでいきますと、事後的に必要性が生じた場合でも、特別遵守事項を変更することによって、立入調査を受け入れなければいけない義務を課すことは可能になるかと考えております。

堀野委員 書きぶりの問題でもあるのですけれども、自宅で行われたいらうと思われる犯罪類型と、自宅でも行われる犯罪類型とがあると思うのです。その場合、先ほどの説明では、「室内に立ち入り内部の様子を観察すれば、遵守事項違反の有無が明らかになる蓋然性が高い場合には」とありましたが、どちらなのでしょう。自宅でも行われる犯罪類型だとすると、非常に範囲が広がってきますね。ほとんど一般的に立入調査権を認めたような結果になる。特別遵守事項を定める際の保護観察官と対象者との関係では、対象者はほとんど保護観察官の意には逆らえない状況の中で特別遵守事項は定められるだらうと思うのです。出てきた人の立場は非常に弱いからです。

そうするとほとんどすべての罪種について自宅で行われる可能性があるかと判断されると、実態把握という理由の下に、立入調査権を一般的に認めたのと同じような結果になりはしないかという心配を持ちます。だから、私はむしろ往訪受忍義務違反について、例えば、二、三回、あるいは何回か往訪を拒絶したときに、不良措置に結び付けていく方がいいのではないかと意見を持っているのですけれども。

佐伯委員 この点については、私も度々意見を申し上げていますので、簡単に二点お話しせ

ていただきます。

まず、一つ目の一般的義務の内容についてですが、先ほど、社会一般の常識に照らすと、玄関先は住居内ではないという御説明がありましたけれども、少なくとも私の常識ですと、玄関先で訪問を受け入れることは、住居内に受け入れていることだと思います。家の大きさにもよるのかもしれませんが、それが私の社会一般の常識のイメージです。

それから、二つ目の特に立ち入る必要がある場合については、私もやはりここまでの義務を課すことが適当かどうかについては疑問を持っております。先ほど、「特別遵守事項として立入受入義務を課し、室内に立ち入り内部の様子を観察すれば、遵守事項違反の有無が明らかになる」と御説明されましたけれども、これは立入受入義務の特別遵守事項とは別個に遵守事項があるとすると、例えば、自宅における監禁事件により保護観察に付された者については、「自宅に人を入れてはいけない」というような遵守事項が課されるのでしょうか。

事務局 最後の点については、実際に規定ぶりを考える際にはトートロジーにならない形で考えなければいけないと思います。ですから、立入を受け入れなければいけないという義務違反の有無が明らかになるわけではない。それ以外の内容のある遵守事項違反の有無が明らかになるという意味であることが明確になるような規定ぶりにしなければいけないと考えております。

事務局長 前回の会議で、立入調査権を付与することにしてはどうかと御提案した際に、往訪受忍義務を認めれば、実質的にはその部分が担保されることになるから、立入調査権は特に要らないだろう、むしろ、保護観察のイメージから離れたものになるのではないかと御指摘がありました。その際、往訪受忍義務という言葉だけが一人歩きをしていて、一体何ができるのかが今一つはっきりしていなかったので、今回改めて御説明させていただいたわけです。佐伯委員の玄関先のお話については、説明者の説明がちょっと不十分でしたが、恐らくドアの外では不十分なのでドアの中に入れてください、室内の状況が分かるところまで入らせてくださいという意味で申し上げたものです。

そういう意味で、対象者の一般的な義務として、保護観察官や保護司が訪れたときには、これを室内に入れて、中の様子がある程度分かるところまで入れるという点については、大方の委員は結構であるとお考えなのでしょうか。

野沢座長 玄関先は住居内に入りますね。あるいは、応接間があれば、応接間くらいまでは社会一般の常識としては住居内でしょうが、前回も御意見が出たように、押し入れの中までとか、あるいはパソコンまでひっくり返すようなことはちょっとできないだろうと思うのです。応接間あるいは居間程度でしょうか。

佐藤委員 そもそも論の話なのですけれども、本来であれば刑務所の中に入っているべき人を、本人の更生を促すこと等を考慮して施設外において処遇するので、言葉が適切でないかもしれませんが、一定程度監視を受けるべき立場にある者であるということには違いはないのであろうと思います。そうすると、仮釈放あるいは保護観察ということによって、どの程度までそれを受忍すべきものとして考えるか。一般人の自宅に入るのとはわけが違うと思うのです。そうすると、一つとしては、保護観察の目的を達成するために必要な限度があるだろうし、しかしその一方では、監視を受け入れるべき立場にあるとしても、一人の人間として平穏に暮らすことの権利は確保すべきだと。その調和をどう図るかという観点でしょうか。その辺りは、我々の認識に食い違いはないのでしょうか。

堀野委員 対象者が一人暮らしをしているのであれば分かるのですが、刑務所を出た人は必ずしも一人暮らしではなくて家族とともに住んでいる場合もある。その際に、家族の住んでいる居宅にまで立入調査を認めるというのと刑務所にいる場合とではちょっと違うのかなという感じがします。

もう一つは、この前の会議で、榊井委員が「段平」という言葉を使われましたけれども、やはり人の住んでいる住居には憲法上の保証があるわけで、そこに立ち入ることについては保護観察官に過剰な権力意識を持たせることになりはしないか。やはりその辺はむしろ説得して中に入る、往訪義務に応じさせる、要するにあくまでも説得することが基本ではないだろうかと思うのです。

特に、最初の問題に戻りますと、普通の民家だとやはり家族が二、三人、あるいは四、五人住んでいる。そうすると、ほかの家族もそのプライバシーをさらすことになるわけで、その辺はやはり慎重に考えた方がいいのかなと。本人の往訪受諾義務として見る程度にとどめるべきではないだろうかと思うのです。更に危険が切迫しているときは、司法警察による任意的な捜査とか、あるいは内偵の方がむしろ有効ではないかなと思っているのですけれども。

佐藤委員 そうしますと、遵守事項の内容を非常に明確にしてやらなければ、保護観察の実効性を上げ難いであろうという発想に従えば、遵守事項は、その義務違反が一見して明白に分かるようなものに定めてやるべきだと思うのですが、往訪受忍義務を課し、何回か拒絶された場合に不良措置につなげるというのではまたあいまいだと思います。

法律事項としては回数などを書けないでしょうから、遵守事項としてどう書くかという運用の問題になるのでしょうかけれども、しかし、遵守事項は明確にしてやらないといけないと思います。立入権限を認めることと比較したときには、実効性の面でも必ずしも立入権限は有効だとは思えませんし、いろいろと御議論されているような懸念があることを踏まえれば、往訪受忍義務が遵守事項として明確でありさえすれば、この義務違反を問うことの方がよほど有効であろうと思います。しかし、明確にしてやらなければ、その実効性は上がらないので、先ほど申し上げた基準に照らした調和の問題とその明確性をどう整理するか、この辺りはどうでしょうか。

事務局長 佐藤委員がおっしゃった関連で申しますと、先ほどは特別遵守事項でという説明をしましたがけれども、むしろ法律で一般遵守事項でこのような往訪受忍義務を書いた方がより明確ですし、一般的に保護観察を受ける者の義務ですよということがはっきりしてよしいのではないかと思います。

清原委員 私はこれまでこの議論に十分加われなかったので、往訪受忍義務という言葉にまず戸惑いがありました。先ほど堀野委員が往訪受諾という言葉が使われたので、そういうことであれば更生保護の観点でもあり得る用語の使い方なのかなと感じました。

受忍という言葉には忍ぶという言葉が含まれておりますが、私はむしろ更生保護は、保護する立場と保護される立場がいかにパートナーとして対等になっていくかが基本的なことだと思うのです。理想だと言われるかもしれませんが、私は、保護観察官も保護司もやはり対象者の更生を求める発意というか、それを促していくかわり方がやはり重要なあり方だろうと思っております。ですから、これまでの御議論のような立入調査という言葉ではなくて、むしろ、対象者の自発的更生を促す方向での制度の見直しを進めることは大変重要だと思ひまして、今、事務局長が提案されたような形で更生に役立つ往訪であれば、それはお互いの約束事として公

明正大に取り決めておくことは、むしろポジティブな方向なのかなと思いました。

繰り返しになりますが、私は、法律や規則とか法令で提示されるときにも、受忍という言葉ではなくせいぜい受諾という言葉の方が何となく今の議論の方向性を示すのかなと思いました。言葉だけにとられるつもりはありませんけれども、できる限り保護観察官と更生保護を受ける主体との良い意味でのパートナー性というものが示されるといいなと思います。そもそも論から言えば佐藤委員がおっしゃったようなところが十分あると認識した上ですけれども、そのように感じました。

野沢座長 法律用語になじむかどうかは別として、受忍という言い方と受け入れるという意味の受容、あるいは受諾がいいのか。受諾だと何か条約みたいになってしまうので、現場の実態を見ると、信頼関係に基づいて非常にうまくやっているところも見られますので、その延長で考えると受容という言葉の方がいいのか。この点については専門家で一度検討してみてください。

いかがでしょうか。いろいろと懸念や御意見がありますが、やはり、更生保護のレベルをできるだけ上げていくということからしても、私は何かもう一步踏み出すことが必要ではないかと思っておりますが、その辺で御了解をいただけるかどうか。一般遵守事項とするか、あるいは特別遵守事項とするか、この辺が今もちょっと議論に上りましたけれども。

堀野委員 私は、往訪を受け入れる義務という形で一般的に法文化してしまえばいいのではないかと思います。そして、それを不良措置に結び付ける場合には、それは裁量ですから2回、3回、4回、これはもうとても改善更生の見込みがない、保護観察を受ける余地はないと判断すれば、不良措置に結び付けていけばいいと思うので、私はその辺りは余りこだわらないのですけれども。

佐伯委員 私も堀野委員の御意見に賛成です。先ほど清原委員から非常に貴重な御指摘があったと思うのですけれども、名前はともかく、往訪受忍義務を課した上で、更にそれをどう実現するかは、やはり保護観察対象者と保護観察官あるいは保護司との間のパートナー性といえますか、お互いのやりとりの中で実現していく問題であって、それを、特に立ち入る必要がある場合のような形で法律で義務付けるのは、やはり保護観察の性質にそぐわないように思えます。

金平座長代理 先ほど、こうした義務を課したときに、保護観察官が過剰な権力意識を持つのではないかという御指摘がありました。やはり使いようによってはそういう武器にもなるということも分かりますけれども、私はたまたまこの5月の連休中に、中間報告に対するパブリックコメントの内容をずっと読ませていただきました。保護司からの御意見のところもずっと読みましたけれども、その中に、何とか担当している対象者を良くしたいと思って何回も訪ねて行くけれども、家に入れてくれないというときに、自分たちがもう一步入れたら、あるいは何か自分がかかわれたら、ということをお書きになっていらっしゃる方が複数ありました。

私はそのことを今思い出していますけれども、先ほどから何人かの委員がおっしゃっているように、私も、更生保護はこういう権力関係で処理されているとは思いませんし、また、保護観察官や保護司にはそれを武器にしようとする人たちは非常に少ないだろうと思います。けれども、何回やってもどうもうまくいかないといったときに、法律の上ではおっしゃっていませんけれども、何か対象者に接触するための方策を対象者が義務として持っていてくれて、中に入れてもらえればという御意見も書いていらっしゃる。このところは、やはり更生保護の

経験則かもしれませんが、私は単に権力として結び付けなくても、解消法の一つとして考えた場合に、ある程度受容できるのかなと思っています。

榊井委員 一般的な義務内容についてですけれども、実態に即して考えますと、保護観察官が実際に対象者の家の扉を叩くことは少ないだろうと思われます。となると、今おっしゃったように保護司が何度行っても開けてもくれない場合に、保護司が「保護観察官に報告すると開けなければならないことになりますよ」と言って扉を開けさせることになるのですか。裁量的に不良措置に結び付く場合というのがどういう経過をたどるのかよく分かりませんので、そのプロセスをもうちょっとはつきりさせてもいいのかなとは思いますが、そういう意味では、この一般的な義務内容として課すことは、それこそ受忍できるのではないかと思います。

ただ、二つ目の場合については、先ほど堀野委員がおっしゃいましたように、例の監禁事件は非常に特殊といいますか、ある種犯罪に近い形の切迫性のあるものとしてイメージされ過ぎるわけで、住居内で行われる蓋然性の高いというケースとは何なのかがちょっと分からない。それから、どういう形で特別遵守事項を設定するのか、こちら辺についてももう少し具体的な説明がないとよく分からないので、余り納得できないと思います。

要するに、「生活実態を把握することなくして、実効性ある保護観察を行い得ない者」というのは、そこに入って見て、遵守事項違反があればすぐ取り消すということが直前に迫っているということなのですか。この特別遵守事項をどう決めるのか、あるいはそういう可能性としてどういうことが考えられるのか、もうちょっと具体的に御説明いただきたいと思います。

事務局 特別遵守事項で何を定めるかについては、「保護観察官が求めるときは、その求めるところに従い、保護観察官を面接場所以外の居室に立ち入らせること」というようなことを書くのだろうと思いますけれども、どういう者にこういう特別遵守事項を付けられると法律に書くか。これについては、どれほどの必要性がある場合に、こういう立入りを許していくかという比較考量の問題かと思えます。私どもとしては、前回の御議論を踏まえて、やはりよほどの必要性がある場合に限定しないと、およそ必要性を理解していただけないだろうと考えておりました。例えば、青森県及び東京都における監禁事件のような場合が一つですし、それ以外のケースとしては、例えばいわゆるDV、家庭内暴力の事案等で保護観察になっている者等については、なかなか家族も本当のことを話してはくれないけれども、家の中に入っていけば本人が暴れている様子がよく分かる痕跡が残っていることもあり得るのかなと思っております。

保護観察に付された原因となった犯罪がどういうものか、また、そこで再犯に至った場合の結果がどれくらいのものなのか、そういったところでぎりぎり限定をかけて、本当にどうしても必要な場合に限って、こういう制度を認めてはどうかと考えておりました。私どもがここまでと線を引いて御提案することは、必ずしも相当でないと考えております。この会議の席で、本当に必要な場合とはどのような場合なのか、また、絞れば認める余地があるのであれば、どこまで絞ればいいのかについてもお考えいただきたいと考えているところです。

榊井委員 そうすると、プロセスを具体的に考えてみると、かなりハイリスクな者について、その者と何度も様々な形で接触している中で、そういう状況が生まれてくる、それでそういう形に至るということですか。

事務局 保護観察の過程で特別遵守事項で立入受入義務を課すケースもあるでしょうし、やはり前刑の内容を見てみると、随時家に行っている様子を見て実態把握をしないと本当に危ないと開始当初から感じられるケースもあるだろうと思います。そうしたケースについては、当

初から特別遵守事項として付けることもあり得ると思います。

堀野委員 平たく考えて、対象者がドアを閉めていて保護観察官や保護司を中へ入れないといったときに、立入調査権がある場合とそうでない場合とでは、実務上どう違うのですか。つまり、強制権がない、捜索、差押えではないですから、かぎ屋を連れて行くわけにはいかない。そうすると、そこで立入調査権があったとしても、実は何の役にも立たないのではないか。意味があるとすれば、中に入った後、応接間ではなく居室を見ることができるといっただけになるのですか。

事務局長 一般的な往訪受入義務を認めただけでは、実態把握の面でちょっと不十分な場合があるのではないかというのが私どもの懸念なのです。ですから、その要件をどこまで書き込めるかは、まだなかなか詰め切っていないのですけれども、要するに、中に入って面接するだけではなくて、どうも何か怪しいなというときに、「そちらの部屋も見せてくれませんか」ということまで言わなければいけない場合もあるのではないかということで、二つ目の特に立ち入る必要がある場合のイメージを考えているのです。

堀野委員 実はこれは、立入調査権ではなくて、要するに玄関先ないし普通に客を受け入れる場所以外の場所を見る権利というのが実態ではないでしょうか。立入調査権という大層な名前が付いているけれども、家の中へ入れてもらえたときに初めて、「では君の部屋も見せてくれ」と言える権利に過ぎない。立入調査権というと、ピンからキリまでありますけれども、名前が非常に大げさな感じがするのです。要するに、ドアを閉められたら、立入調査権があろうとなかろうと全然機能しないわけですね。だから、まず家の中に入れてくれることが第一で、中に入れてもらった後、より犯罪と密接な関係がありそうな場所を見せてもらい、実態を把握する。ただそれだけのことのために、立入調査権という名前に入れる必要があるのかどうか。

事務局 今、堀野委員がおっしゃったことは正にそのとおりであると思います。扉を閉めて家の中に入れないと拒否している者に対して、説得方法が何か変わってくるか、あるいは強制力の点で変わってくるかといえば、変わってこないと思います。ですから、後者の制度を入れるとすれば、家の中に入ったケースについて、「それでは、ほかの部屋も見せてよ」と言える、そして、実際に見ることができ、そこにメリットがあるだけですが、それを實際上可能にしていくことが実効的な保護観察を行っていく上で必要であると私どもは考えております。ですから、それが可能になればよいのであって、別にそれを立入調査権と仰々しく呼ぶ必要もないし、面接場所以外の場所を見せる義務ということで定義し、制度化できるのであれば、それで十分だと考えております。

佐藤委員 システムとして考えたときに、一つ目の往訪受忍義務についての違反があれば、法律上の効果として不良措置をとることができるという仕組みとしますと、二つ目のように特別遵守事項で設定することが果たして必要だろうかということになると思うのです。

もし、二つ目の制度を入れるとするならば、一つ目の一般遵守事項についての違反があったときに、更に二つ目の新たな官側のアクションに対する義務違反があって初めて不良措置がとれる、一つ目の違反のときには直ちに不良措置はとれないという仕組みにするならば意味はあると思います。

したがって、生活実態を調査することと、外見上一見して明白な義務違反をもってそれを課すことによって保護観察の目的を達しようとする制度とは、基本的にちょっと相入れないと思うのです。システムのつくり方としては、二つ目の特別遵守事項は非常に位置付けがあいまい

な設定になるだろうと。いずれにしても一番肝要なことは、一つ目の義務をどのように定め、かつその義務違反に対してどのような効果を持たせるか。それ次第で二つ目の制度は必要ないかもしれないと思います。

瀬川委員 中間報告の案のときにも、私は立入調査権に対して疑問点を言ったことがあるのですが、他方では、監禁事件のような場合にどうしたらいいのかということは更生保護の現場で課題となっていたと思いますし、保護観察官の中にも、こうした権限を設けてほしいという意見もありましたので、それなりに尊重すべきだと思っていました。そういう意味では若干ジレンマがあるのですが、今日の事務局の説明は、中身がそれほど明確ではないし、説得力が少しないのではないかという気がします。

保護観察の対象者は、一般社会人と比べてプライバシーが一定程度制限されることは間違いありません。プライバシーの点については、刑務所の受刑者と比較するのではなく、私はやはり一般人と比較すべきだと考えております。突き詰めれば、保護観察対象者にプライバシーはないのかという問題になりますが、やはり対象者も一個の人間として尊重すべきであり、ここからは自分のプライバシーだという部分に保護観察が踏み込んで介入すべきではないと考えております。

ただし、先ほど言いましたように、今回の監禁事件とか、あるいは実際の更生保護の現場では、対象者が保護司に対して、「帰ってくれ」とか、「もう会う必要はない」と非常になめ切った態度をとることがあって、保護司が非常に不愉快な経験をしていることがたくさんあると思いますし、保護観察を非常にないがしろにしている対象者もたくさんいますので、彼らに対して何らかの方策をとりたいという気持ちはすごく分かるところです。

事務局の御説明に対する私の感想なのですが、往訪受忍義務として説明されているにもかかわらず、中身を見ますと立入受入義務となっていて、これでは羊頭狗肉も甚だしい気がします。つまり、往訪受忍義務ということを使うのであれば、往訪義務という言葉を使うべきであり、「立入」という言葉を用いてしまうと、立入調査権が認められていないにもかかわらず、ここで認めてほしいというような印象になってしまいます。やはり委員がこれだけしっかりと議論をしているわけですから、そういう意味でも、ここで「立入受入義務」という言葉を入れるのは、私は失当であると考えます。言葉遣いとして慎重にしてほしかったと思います。

また、受忍という言葉は法律家がよく使う言葉なのですが、先ほど清原委員がおっしゃいましたように、保護観察の本質から見ても適当ではないと言われたのであれば、少し言葉遣いを考えるべきだと思いますし、接触という言葉もあるので、接触を受け入れてほしいという形での言葉遣いも検討してほしいと思います。

一つ目の一般的義務内容のイメージについての事務局からの説明に関する感想を言えば、先ほどのプライバシーの問題とも関係しますが、「保護観察官又は保護司が住居を訪れたときは、これを招じ入れ」という言葉が気になります。これは、招き入れるべきだと言っているわけですが、対象者にもそのときそのときによって都合があるので、ここまでの言葉遣いが必要なのかという感じがします。そういう意味で、「保護観察官又は保護司が住居を訪れたときは、その面談に応じること」ぐらいの表現でよいのではないかという気がするわけです。先ほどの事務局の説明を聞く限り、その程度のシンプルな言葉で十分ではないかと思えます。「招じ入れ」という言葉を入れることによって、副作用があるのではないかという気がしますので、私はシンプルな言葉遣いでよいと考えます。

先ほどのことと言えば、問題はいわゆるふまじめな対象者にどう対応するのかということですが。これは保護観察制度ができたときに不良措置として盛り込まれていたにもかかわらず、それが活用されなかったという背景があるわけですから、先ほどの執行猶予者保護観察制度についてもそうですけれども、堀野委員が先ほどおっしゃいましたように、現在ある不良措置を活用する方向が法律家としては当然だと思いますので、その方向で考えたらどうかという気がしております。

事務局長 往訪受忍義務という表現についてですけれども、先ほどから申し上げておりますように、前回、立入調査権について御説明した際に、往訪受忍義務を認めるのであれば、立入調査権を新たに認める必要はないという御議論がありました。私どもがこれまで申し上げてきた往訪受忍義務という言葉の中身についての説明が十分でなかったため、今日は、私どもが申し上げている往訪受忍義務とはこういうものと御説明する趣旨で申し上げたわけであり、この言葉自体がはっきりしないことを前提としての説明でもあるわけです。

また、「招じ入れ」についてですけれども、瀬川委員がおっしゃるような面談をするということでは、例えばドア越しの面談、ドアの内側と外側とで面談する場合もあり得るわけですが、それでは困ると考えております。やはり、室内に入って、中で面談することが重要であり、これは法律に書くときにこの表現のままになるかどうかは分かりませんが、やはり室内に入って、そこで対象者と保護観察官なり保護司が話をすることが重要だと認識した上で御説明させていただいているものであることを御理解いただきたいと思います。

佐藤委員 ひょっとしてこういうことですか。二つ目の特に立ち入る必要がある場合について、先ほどは実態を調査する目的であるとの説明がありましたけれども、実はそうではなくて、犯罪が現に行われているかもしれないと予測できるときに、現にそこに行っている官の責務として再犯を未然に防止する責務があるのではないかとということでしょうか。その際に、わざわざ他の機関に通報してその行為を行うのではなくて、自分の手の内にある対象者の犯罪を防止するために、究極目的として保護観察の再犯防止があるのでしょうか。そのときに公権力を発動して立ち入るべきだと構成するならば、その是非は別にいたしましても、新たな権限の付与は必要性としてはあるのかもしれない。ただ、その目的を保護観察処遇の一環としての実態調査だとすると、先ほど来の議論のようにいろいろな疑問が生ずるということなのかもしれないと思いましたが。

事務局長 二つ目の場合については、そのようなことだけを考えたものではありません。

佐藤委員 そうすると、その措置はちょっとあるかもしれませんね。

瀬川委員 佐藤委員が今おっしゃったようなケースでいえば、恐らく立入捜査になると思うのです。

佐藤委員 行う考えありと思料しているわけではないのですね。

瀬川委員 思料しているわけではないけれども、非常に捜査に近いというか。

佐藤委員 だから、児童虐待であるとかDVのときでしょうね。

瀬川委員 そうですね。恐らく児童虐待のときは警察官もついて行っているのではないのですか。多くの場合、児童相談所の職員と警察官が一緒に行っているように思うのですけれども、どうなのでしょう。

佐藤委員 それを児童相談所の職員の権限として書いてあるわけですかね。

瀬川委員 だから、今回の場合は、保護観察官と警察官が一緒に行くのかどうかという問題

も含んでいるように思います。

野沢座長 やはり私どもの目的は、保護観察の効果をより高める、あるいは、効果あらしめるために何をしたらいいのかということが一つあると思うのです。今までどおりのままでいいかという、それではやはり意味がないわけですから、そのところを考えた上で、人権尊重の時代ではありますが、どこまでならぎりぎり許容できるかと。やはり、中へ入ってみると、ドアの外と中とでは大分違うということがあると思うのです。表現その他には十分配慮した上で、是非ひとつうまいまとめを考えてみましょう。

本江委員 保護観察官が対象者の家に行ったのに面接できなくて困ったという事例を、ちょっと早急に調査してみたらどうですか。どういう場面でこうした問題が生じるのか、ある程度典型的に出てくるのではないかと思うのです。この種の問題に網羅的に対応できるような規定を最初から設けることは無理だと思うので、当面の措置として、一番多く発生している保護観察官が困った事例を早急に調べて、とりあえずそれだけに対応するというで対処してはどうでしょうか。具体的に保護観察官がどういうふうに困っているのかが、まだ皆さんも今一つよく分からないのではないかと思うのです。私自身も今一つよく分からないのですけれども。

堀野委員 私もそれを聞いてみたかったですけれども、家の中へは入れてくれた、しかし、一番困るのは、家に入ったところからその先へ行かせてくれない、要するに居室を見せてくれないとか、何か秘密がありそうところを見せてくれない、それで困っているのか、そもそも家の中に入れてくれないということで困っているのか、その辺りはどちらなのだろうと。つまり、この新たな制度の立法事実は一切何なのかがちょっとよく分からなかったのです。私はむしろ、家の中に入れてくれた人は、保護観察官が、「ちょっと君の部屋を見せてよ」と言ったら、多分見せるだろうと思うのです。見せなかったとしたら、見せなかったということで報告書を上げて、やはり何かおかしいということで、更に保護観察の程度を強めていくことにつながるだろうと思うのです。家の中に入れてくれる以上はそう拒まないのではないか、そこで困ったという事実は余りないのではないかという気がするのですけれども。

本江委員 事例調査の際に、そのために不良措置がとれなかったのか、あるいはこうした場合はほとんど不良措置をとっているのか、その辺も合わせて調査をしていただくと有り難いのですけれども。

野沢座長 どうですか。それは可能ですか。サンプリング調査になってしまうと思いますけれども、私も現場を視察させていただいたときに、やはり何か家の中に入れる権限というかが欲しいという要望は直接受けたし、それから、パブリックコメントやアンケートの結果にも随分ありました。ですから、それをこちらがいろいろと勘案して、どう表現すればいいのかですけれども。

佐伯委員 調査していただくのも結構だとは思いますが、前回あるいは前々回だったかもしれませんが、事務局からは、室内でシンナー臭がする場合など幾つか必要な事例を挙げていただいたように思います。ただ、今回の二つ目の特別な場合では、それよりももっと限定した形で規定しようという提案がありました。それについても私の理解ではこの場では余り支持がなかったように思うのです。そうだとすれば、一つ目の一般的に対象者に往訪を受け入れる義務を認めるという限度については大方の合意があるように思いますので、まだほかにも検討すべき事項がありますから、この問題については、今回はこの限りで提言をまとめるのが適切ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

野沢座長 一つの御提案がありました。どうですか。その辺が線の引きどころでしょうか。

瀬川委員 ただ、まだ若干疑問が残りますので、先ほど本江委員のおっしゃったことについては、総務課長か観察課長が日ごろの実務的な経験からお答えされてもいいのではないかと思います。

事務局 保護局の観察課長でございます。

本江委員が言われたような事例は、個別にはあるのかも分かりませんが、実態調査を行っても、実際の件数とか必要性をそこまでつかみ切れるかどうか、ちょっと心もとないところです。保護司が訪ねて行ったけれども、対象者がこれを拒否して、「会う必要はない」、「取り消せるものなら取り消してみろ」というような特異な事例が強く印象に残って、そうした話があるのかも分かりませんが、保護観察官の場合で、一般的に、そこまでして家に入れない、あるいは家の中には入れてくれたけれどもちょっと怪しそうだったので、「そこを見せてくれ」と言ったら断られた、という事例が特定されて出てくるかは、調査方法もありますし、期間的な限定もありますので、申し訳ないのですが、非常に難しいことになろうかという感じがいたします。

野沢座長 大体御意見が出たかと思しますので、これらを受けまして、ひとつもう一度まとめて議論しましょう。

もう一つ、仮釈放許可の基準が課題として残っておりますので、これについてまず事務局から説明していただいてから、御議論いただきたいと思っております。

事務局 仮釈放許可の基準について御説明申し上げます。

これは従前から御議論いただいているところですが、議論が必ずしも収束に至っておらず積み残しになっているテーマです。

まず、現状の問題としては、仮釈放については、地方更生保護委員会による均一で公平な判断が確保されるとともに、受刑者に一定の目安が提供され、更生に向けた努力に資するものであって、地方更生保護委員会による判断が国民の理解を得られるものである必要があるところ、仮釈放許可の基準をそのような明確なものに改めることができないかという問題意識があり、この会議でもその趣旨の問題提起があったところです。

現状の問題の二つ目は、仮釈放の実態には、再犯のおそれがなく、更生意欲が強く認められるために仮釈放を許可する場合と、満期釈放よりは円滑な社会復帰が期待でき、再犯の可能性を低下させることができると期待して仮釈放を許可する場合の二通りがあるように思われ、後者の場合には現行の許可基準と運用実態が乖離しているのではないかと。後者を読み込めるような許可基準に改める必要があるのではないかと問題がございます。この点についても、以前の会議で問題提起がなされているところです。

そして、三つ目としては、「再犯のおそれがないこと」など判断の極めて困難な予測的概念が、許可基準の積極的判断要素として取り込まれているため、地方更生保護委員会が事実上不可能な判断を強いられているのではないかと。判断が容易な許可基準に改める必要があるのではないかと問題がございます。これについても、過去にこの会議で問題提起がなされているところです。

こうした問題をどのように解決していくかについて、事務局のアイデアを御説明します。

改革の方向としては、まず一つ目の問題点につきましては、考慮要素の点数化などによる詳細で客観的な許可基準を策定することは困難であり、判断の性質等にかんがみ、相当でもないのではないかと考えております。均一で公平な判断、受刑者の更生努力、国民の理解等を確保

する要請については、今申し上げましたような基準策定によってではなく、地方更生保護委員会の委員構成等の充実、受刑者本人の審理手続への関与の拡大などによって対応すべきではないかと考えているところです。

そして、二つ目、三つ目の問題につきましては、刑法第28条の「改悛の状があるとき」を受けた仮釈放及び保護観察等に関する規則第32条に規定する要件のうち「悔悟の情」及び「更生の意欲」が認められ、保護観察に付することが本人の改善更生のために相当であると認められるときは、原則として仮釈放を許可するものとし、「再犯のおそれが高いと認められるとき」又は「社会の感情が仮釈放を是認していないと認められるとき」には、例外的に仮釈放を許さないこととし、そのように基準（規則）を改めることとしてはどうか。これによって、二つ目の問題点で指摘している後者の類型を読み込めるとともに、三つ目の問題点にあるような事実上不可能な判断を強いられることがなくなって、判断が容易な許可規準になるのではないかと方向性を考えているところです。以上を参考に御議論いただければと存じます。

野沢座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。大分絞り込まれてきていますが、瀬川委員はこの点について前からいろいろと御議論をおっしゃっていましたが。

瀬川委員 一つ目の質問は、今事務局が説明された改革の方向は、現在の地方更生保護委員会の実務の観点から見て、改善の方向として支持できる方向なのかということです。つまり、今実務として仮釈放の審理をやっておられる方にとって、これが前進、あるいは、一定の改善を意味しているのか、これが支持を得られるのかどうか。つまり、逆から言えば、地方更生保護委員会の実務を前提にした改革案なのかをまずお聞きしたい。

事務局 保護局の総務課長でございます。瀬川委員が言われるとおり、今の地方更生保護委員会では、「悔悟の情」及び「更生の意欲」については比較的刑務所の中での本人の状況等から判断できるわけですが、この「再犯のおそれ」については将来予測に関するものでして、非常に判断が難しいところがあると聞いております。そういう点からすれば、今の地方更生保護委員会の実務の観点からいっても、こうした方向で改善することは相当程度の改善になると思います。また、委員の構成につきましても、広く一般の意見を反映させるという意味で非常に改善につながると思っております。

瀬川委員 現状の問題点の一つ目で、「地方更生保護委員会による均一で公平な判断」という説明がありましたけれども、均一も公平もどちらも同じ意味ではないか。公平というのは正しいと思うのですけれども、むしろ、公正というのが現代的な思潮というか、改善の方向だと思うのです。「均一で公平」というのは言葉としてやや重ね過ぎだと思うので、「公平かつ公正」という言葉遣いの方が正しいと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局 「均一で公平」と御説明しましたのは、そもそも、仮釈放許可の基準がなぜあるのかと言えば、各合議体ごとに全くばらばらな判断がなされていく、恣意的な判断がなされていく、そういうことがないようにしようということが目的の一つであると思いますので、「均一で公平な判断」と説明させていただいたところです。意味内容として非常に似通っているのではないかと指摘されれば、確かにそういう面があるかと存じます。

瀬川委員 仮釈放許可の基準のあり方については単なる基準設定だけではなく手続面を含んでいるわけです。そうすると、当然それは公正な手続を踏まえないと支持されない。そういう意味で手続を踏まえた許可基準を決めて、それをどういう手続に乗せるのかという問題があ

りますので、当然そこでは「公正」という言葉を入れるべきだと思います。

それから、もし基準を決めたとしても、結局実務上どういう形で運用マニュアルや準則を定めるかという問題が残ると思うのですが、この点について、今後、この改革の方向案について、もっと肉付けして運用マニュアルを作成する意向があるのかどうかを伺いたい。

事務局 どういうものをつくるかは別にしましても、「悔悟の情」及び「更生の意欲」を更に細かく解説するといえますか、地方更生保護委員会の委員に分かりやすく説明するものをつくることは可能かと思えますし、必要かとも思えます。

瀬川委員 作成の方向であるということですね。

事務局 はい。

瀬川委員 もう一点申し上げます。

現状の問題点の一つ目に対する改革の方向のところ、「考慮要素の点数化などによる詳細で客観的な許可基準を策定することは困難」であると言いつつ切ってしまうのですけれども、私自身は、これでいいのかという疑問を持っております。つまり、「悔悟の情」、「更生の意欲」を全面に出して、「再犯のおそれ」と「社会感情」を後退させるという意味は、従来の基準のうちの主観的な要素を重視することになるわけです。それに重ねて、なお許可基準の実際の運用も主観的なものに任せることになってしまうと、全体として仮釈放のあり方が極めて委員の主観的な判断で決まってしまう印象を与えるのではないかという気がします。

そういう意味で、全部を点数化する必要はないと思うのですが、ある程度の点数化は必要な部分があると思いますので、仮釈放のあり方を考える場合に、客観性、もっと言えば透明化ですけれども、そうした国民から見ても納得できる仮釈放のあり方を探るためには、点数化も含めて、ある程度客観的な要素を取り入れることは考える必要があるのではないかと考えております。

野沢座長 できるだけ努力するということですね。それは分かります。それも一つの考え方ですが、本江委員は、これについては大分御意見がありましたね。

本江委員 今、瀬川委員が言われたように、点数化という方向の発想自体は、やはり絶対的に不可能だと思うのです。私も長いこと検察官をやってきましたけれども、検察官もあれほどの件数を扱っていても、事件ごとに点数化して懲役3年とか6年という判断をすることはできていないわけです。世界中どこの国でもできていないわけですから、そういう方向を考えるのはほとんど不可能だと思います。ただ、交通事故のように定型的に点数で計算ができそうなおく一部の犯罪については別ですけれども、それ以外は不可能だと思います。だから、点数化の方向ではなくて、瀬川委員が言われたように、基準をオープンにするかどうか。どういうケースについて、どのくらいで仮釈放しましたということをオープンにしていく方向で今後対応すべきであるということは、検討に値すると思うのです。

点数化ということ言えば、先ほどの改革の方向の一つ目の部分で気になるところがあります。私は、今までの基準のうち、「再犯のおそれ」という、将来にわたって非常に見通しが困難なものをできるだけ排除して、「悔悟の情」と「更生の意欲」で判断していくという方向は正しいと思うのですが、先ほど事務局が説明された改革の方向の一つ目については、例えば刑務所に入った途端に「悔悟の情」と「更生の意欲」を強く示す者もいるのではないかと。つまり、刑期の3分の1を超えたところで判断するとか、数字で考えるとすれば、その辺のことをちょっとはっきりさせておかないと、刑務所に入った途端に、更生の意欲があっても、悔悟の情が非

常に高いということで、すぐに仮釈放するのが原則になってしまうおそれがあるので、そこをどう考えるか。今はそうした極端なことはやっていないと思うのですが、その基本的なところを押さえておかないと、すぐ仮釈放しなければいけないことになってしまうと思うのです。

刑期の3分の1では、被害者を始め一般国民は納得しないと思われますから、それをみんなこの「社会の感情が仮釈放を是認していないと認められるとき」、という例外的な方向で読むことになると、それはちょっとおかしいのではないか。だから、もし基準を書くのならば、何かもう一言入れないとおかしいことになるのではないかと思うのです。

佐伯委員 今の本江委員の御指摘とも若干関連するのですが、現状の問題の二つ目のところで、仮釈放の実態には、更生意欲が強く認められるために仮釈放を許可する場合と、いわゆるソフトランディングを期待して仮釈放を許可する場合の二種類があるという指摘があり、専ら後者の場合についての問題点が指摘されておりますが、私は今回、特別遵守事項でいろいろな処遇を義務付けることとも関連しまして、更生意欲が強く認められ、かつそのような処遇を義務付けることを条件として、早期に仮釈放を認める方向も改革の方向に盛り込めればよいと思います。そういう意味では、先ほど、本江委員からは原則としてみな3分の1で仮釈放になるのかというお話がありましたけれども、私のイメージですと、現状の仮釈放の許可基準に沿った形での原則があって、それよりも早く出す場合と、再犯のおそれが高いということで遅くなる場合と、大きく分けて三種類あるのではないかというイメージを抱いております。

野沢座長 大事な御意見が幾つも出ていますが、もう1回ちょっと書きぶりを考えて、次回辺りにひとつ御決着いただければと思います。

堀野委員 こういうふうに改革の方向を示していただいたことは、大変積極的に評価できるかと思うのですが、問題は刑法第28条の「改悛の状があるとき」に縛られてくると思うのです。例外といえば例外でしょうが、「私はやっていない」という人は、「悔悟の情」も「更生の意欲」も当たらない。それでは、そういう人は出さないのかという問題があると思うのです。しかし、実際には、例えば狭山事件の石川一雄さんは仮釈放で出ています。あれほどの基準が該当したのだろうか考えると、恐らく「悔悟の情」はないと思いますし、「更生の意欲」という点で考えても更生という言葉には当てはまらないだろうと思います。

仮釈放の対象にするということは、やはり基本的には良好な社会生活を送る意欲が見られれば、これはやはり仮釈放にするべきだと思います。表現上どうするかは別にしましても、社会に出しても危険はないよ、きちんとした社会生活を送れるよ、という人はやはり仮釈放の積極要件として考慮に入れてもいいのではないかと。ということは、将来的な刑法第28条の改正までを視野に入れた議論になるわけですが、「改悛の状」はあくまでも本人が後悔して反省するというものであって、やっていない人にはその余地がない。これは、刑法にしても何にしても、やっていない人を前提に法律がつくられていませんので、当然条文上は非常に難しい問題だろうと思うのですが、「悔悟の情」及び「更生の意欲」が認められ、というように限定される表現ではなくて、もう少しふくらみを持たせた表現にしておいた方がいいのかなという感じがいたします。

第二点目は、「社会の感情が仮釈放を是認していないと認められるとき」についてですが、これは、仮釈放及び保護観察等に関する規則第32条第4号の位置付けを逆転させたわけですよ。逆転させたこと自体はよいと思うのですが、ここで言う「社会の感情」とは一体何なのだろうか。このあいまいさは依然として残っていると思います。社会の感情とは何によ

って醸し出されていて、何によってつくられ、いつまで続くのか、それが強くなったのか弱くなったのか、だれがどう判断するのか。場合によっては大衆ヒステリーの対象にされてしまって、本人の更生の意欲等が逆に軽視されるとなると、仮釈放にしても安全なのに刑務所に入れられたまま出されないということに働きがちな言葉だろうと思うのです。

仮釈放を、刑を減ずる減刑ととらえるならば、社会感情的なものを考慮してもよいと思うけれども、やはり本人の事情、例えば本人の持っている資質とか本人の変化、そういったものを基軸に考えるべきであって、社会感情がどうかということになると、非常にあいまいな基準で止め置かれることが無きにしもあらずではないか。特にこれで念頭に浮かぶのは、オウム事件の被告たちです。社会感情は依然として反オウムであるとなると、彼らは出られないということにもなりかねない。そういったことで、「社会の感情」という表現が、被害者の意識、感情というよりも、更にそれを含んで広くてあいまいである印象を受ける。これが基準と言えるのか、あるいは、基準として適当なのかという問題については、もし次回に引き続き議論されるならば、議論していただいて結構だと思います。

佐伯委員 そもそも、刑法第28条の規定である「改悛の状」から、「社会の感情を考慮する」という規準が本当に出てくるのだろうかということ自体が、疑問がなくもないように思いますし、私も堀野委員と同じ疑問を持ちます。ただ、だからと言って、社会感情の要件を外してしまうことは、正に社会の感情が許すのか自信がないというのが正直なところです。

瀬川委員 今の御議論でもそうなのですけれども、結局この四つの基準は言葉としては残るわけですね。だから、それぞれの言葉が一体何を意味するのかというのは実は非常に重要であって、議論はこれから始まるという感じがします。そういう意味で、先ほど総務課長がおっしゃいましたように、準則といえないまでも運用マニュアルというか、そうしたものはやはり公表すべきだと特に強調したいと思うのです。

わけのわからない、あいまいな感じでやるのは望ましくないもので、点数化は全面的にはできないかも分かりませんが、私は、ある程度の客観性を持ったもの、点数ではなくてA、B、C、Dでもいいのですけれども、そういう形で何か客観化することは必要ではないかと思えます。一昔前になりますが、少年院では点数化していたような記憶がありますので、ただこれについては成功か失敗か、是非はありますけれども、点数化というよりも客観化は非常に必要であると考えております。

野沢座長 今の点はよろしいですね。

それでは、大変具体的かつ貴重な御意見を頂いていますが、だんだんと期限が迫ってきていますので、これについてはもう一度直して次回辺りでまとめたいと思います。それではちょっと休憩させていただいて、最終提言についての議論に入りたいと思います。

(休憩)

### 3. 最終提言について(意見交換)

野沢座長 それでは、会議を再開したいと思います。

この会議も、いよいよ取りまとめの最終段階を迎えてきておりますが、まず最初に、お願い

を兼ねまして私の方から日程についての御連絡をさせていただきます。そもそもこの有識者会議では、今年5月を目途に最終提言を頂きたいと南野前法務大臣からお話ございましたが、この後はもう1回しか会議の場がございません。まだ議論が残っておりますこともあり、また、今日これから議論します最終提言の案文等を議論するとなると、もう少し回数を重ねないといけないのではないかということで、もしお許しをいただけるのであれば、6月に新たに2回ほど会議をやりまして、残っている課題、それから最終提言の内容についての御議論をしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

野沢座長 御賛同いただいたようですので、その方向で日程を調整させていただきたいと思っております。

それでは、最終提言の骨子案についての意見交換に入りたいと思います。これは私の方からの御提案でございますが、事務局の助けを借り、実は連休を返上して検討したわけですが、いろいろアイデア等も入っております。必ず一、二度はここで議論されたことを入れたつもりではありますが、場合によると初耳ということもあるかもしれませんので、まずは事務局から、その骨子案について説明していただいて、その後、これをたたき台にして御議論をしていただくことにしたいと思います。

骨子案をお示しする趣旨は、最終提言で取り上げるべき項目に取りこぼしがないようにということとして、何を盛り込むのかという項目をまず挙げることに、それから、それをどのような方向で処理するかについて、多少の解説を加えながら説明をいたします。その上でどのように仕上げていくかということで、骨子案について了承を頂いた段階で本文の作成に並行的に入っていくことになろうかと思っております。これが本日残っております課題の一つ目です。

それからもう一つ、前回の会議で更生保護官署の人的体制について更に説明をしてもらえないかという要望がありましたので、この説明も併せて伺いたいと思っております。さらに、前回の会議におきまして、保護観察官の採用・研修等に関する議論の中で、家庭裁判所調査官の育成、取り分け、事件配点のあり方等が話題になりましたので、これにつきまして最高裁判所からお話を伺いたいと思っております。

それでは、まず最初に事務局から、最終提言の骨子案についての説明及び人的体制に関する説明を伺い、その後、最高裁判所から、家庭裁判所調査官の事件配点のあり方等についての説明を続けてお願いしたいと思います。

事務局 最終提言の骨子案について御説明申し上げます。

まず、最終提言の構成としましては、「はじめに」、「第1 当会議における検討経過」、「第2 我が国更生保護制度の歴史と現状」、「第3 我が国更生保護制度の目指すべき姿(改革の方向性)」、「第4 提言」とすることを考えております。

そして、「第2 我が国更生保護制度の歴史と現状」のところでは、更生保護制度の歴史を振り返るとともに、現状の更生保護のあり方についての、取り分け、民間の活躍についての積極的な評価をきちんと書いていく方向です。

更生保護の現状の問題点として指摘する事項としては、次の四点ございます。一つ目は、「更生保護の現状と国民の意識の変化」です。体感治安の悪化等に伴って国民の更生保護に対する期待が高まっていること、また、報道等を通じて更生保護の抱えている問題点が明らかになってきたことや、国民の期待と現状の更生保護とのあり方とのずれが顕在化していることな

どに触れたいと考えています。

二つ目としては、「保護観察による改善更生・再犯防止が十分に機能していないこと」として、所在不明者が相当数に上っていることや、再犯率が国民の予期しているところに比べて高いことに触れる。

三つ目として、「保護観察の改善更生・再犯防止機能が十分に機能しない原因」について触れていく。ここで書くことは、生活実態を把握する手段が不足していること、更生意欲の乏しい者への対応が不十分（いわゆる不良措置の運用等）であること、官の役割が不明確で、民間に過度に依存するシステムであること、保護観察官の専門性が不十分であること、保護観察官の意識が対象者の援助的側面に偏りがちであること、実効性のある積極的な処遇が不十分であること、対象者選択のあり方に問題があること等を検討していますが、いずれも基本的には中間報告で指摘していることです。

四つ目は、「更生保護が国民・地域社会の理解を得ていないこと」。これが様々な面で更生保護、保護観察の機能を十分に果たせない原因になっているところについて触れていきたいと考えております。

「第3 我が国更生保護制度の目指すべき姿（改革の方向性）」の部分が、この最終提言を貫く柱、切り口であると考えているところとして、以下の五つの柱が考えられると思っております。

一つ目の柱は、「更生保護の理念の明確化」です。更生保護の目的は、対象者の改善更生を助け、その再犯を防止して社会を保護することであり、保護観察処遇は、その立ち直りを援助すると同時に、社会の安全を守るために、再犯を防止するものであるところ、現状の更生保護制度の運用は、対象者に対する援助・社会復帰支援の側面に偏りがちであり、再犯防止の側面が後退していることから、この点を指摘した上で、更生保護が刑事司法の一翼であり、究極の目的として再犯防止を重視することは当然であり、そのための方法として援助・社会復帰支援の措置と再犯防止に向けた指導監督の措置をバランスよく実施すべきことを強調する必要があると考えております。そして、更生保護の理念を明確化するとともに、新しい時代のニーズに的確に対応するなどのため、犯罪者予防更生法と執行猶予者保護観察法を一本化した更生保護法、これは仮称ではありますが、そういう新法を制定する必要があることを指摘してはどうかと考えております。

二つ目の柱は、「保護観察の対象について」です。社会内処遇の入口である仮釈放等と、出口であるいわゆる良好措置・不良措置等についての考え方を整理して、施設内処遇と社会内処遇の一連のシステムを通じて、対象者の改善更生を図ることを目指すべきであるということを目指してはどうかと考えております。そして、保護観察の充実強化を前提として、仮釈放及び良好措置・不良措置等の適正な運用により、保護観察による改善更生が期待できる者を的確に選択することで、保護観察の実効性を担保することができることを強調してはどうかということです。ただし、仮釈放の運用をいたずらに萎縮させないように、仮釈放の理念・有用性に言及する必要もあるかと考えております。

三つ目の柱は、「保護観察の充実強化」です。対象者の問題性に対応した保護観察の実施態勢を整備するとともに、制度面の問題点を改善し、実効性のある積極的な処遇を可能にすることを盛り込みたいと考えております。

四つ目の柱は、「官の役割を明確化し、真の意味での官民協働を実現」することです。官側

である国や保護観察官の役割を明確化し、保護観察官の意識改革を図り、その専門性を高め、更生保護官署の人的体制を拡充するなどとして、民間への過度の依存を解消するとともに、公的な更生保護センターの創設、保護司への指導助言の充実など、国が自らの責任を適切に果たし、併せて、保護司適任者の確保に向けた施策や保護司・更生保護施設への支援を充実し、真の意味での官民協働を実現していくことを盛り込みたいと思います。

五つ目の柱は、「国民・地域社会の理解」を得ることとして、制度運用に透明性を確保するとともに、広報活動等を充実し、地方公共団体との連携を強化することなどによって、国民・地域社会の理解を得ていく。犯罪者予防更生法第1条第2項には、「すべて国民は、前項の目的を達成するために、その地位と能力に応じ、それぞれ応分の寄与をするように努めなければならない」と規定されているところですが、こうした国民の更生保護への寄与を真の意味で確保し、国民的基盤に支えられた更生保護制度を実現することを盛り込みたいと考えております。

以上のような柱立てに沿って、「第4 提言」を書いていくわけですが、この部分の構成は、当面の課題と、中・長期的課題とに分けて提示してはどうかと思っております。

当面の課題としては、六つの項目を立てたいと思います。一つ目は、「更生保護法（仮称）の制定（犯罪者予防更生法と執行猶予者保護観察法の一本化）」。

そして、二つ目は、「仮釈放のあり方について」です。ここでは、仮釈放許可基準の見直し、地方更生保護委員会委員への民間有識者の登用及び審理手続の見直し等、そして被害者意見の取扱い、受刑者本人の関与等の問題を取り上げてはどうかと考えております。

三つ目は、「執行猶予者保護観察制度のあり方について」です。ここでは、関係機関、関係者の執行猶予者保護観察制度に対する理解の深化を図ることによって、対象者選択の一層の適正化、判決確定前に所在不明となるケースの防止、遵守事項違反に基づく執行猶予取消しの積極化等を図ること等を記載したらどうかと思っております。

四つ目は、「保護観察の充実強化」として、まずは、保護観察における新たな制度の導入として、これまでこの会議で議論いただいているような事項を盛り込んでどうかと考えています。

そのほかとしては、保護観察官による直接的関与を強めた特別処遇部門の設置、いわゆる不良措置の積極化、就労支援の強化等があるかと思っております。この就労支援の強化については、座長の御意向もありますので、やや詳しく説明いたします。ここでは、従来の厚生労働省との連携による総合的就労支援対策の充実を図るほか、保護観察対象者等に対する求人ニーズを拡大・掘り起こす一方、協力雇用主の大幅増加を図り、必要な場合には、国自らが仕事を与えることのできるようなシステムを構築するなど、就労支援の一層の強化を図ることを記載したい。また、公的更生保護施設に就労支援センターとしての機能を持たせることも考えてはどうかとも考えております。

それから、関係機関との連携強化・情報共有、そして保護観察対象者との接触のための情報機器の活用、少年の保護観察についても盛り込みたいと考えています。保護観察対象者との接触のための情報機器の活用及び少年の保護観察については、座長のお考えにより、これまでこの会議では十分時間をかけて議論しているわけではないけれども、今後残された時間の中で御議論していただき、一定の方向性で合意されるのであれば、最終提言に盛り込んでどうかと考えている事項です。若干詳しく御説明いたしますと、保護観察対象者との接触のための情報機器の活用については、保護観察対象者と保護観察官・保護司等との連絡・対話を容易にし、

接触を密にするとともに、保護観察対象者が所在不明になるのを防止するなどのため、GPS機能付携帯電話機等の情報機器を保護観察に活用することを検討してはどうかという内容です。これについては、今後御議論いただきたいと思っております。

少年の保護観察については、中間報告でも、少年の保護観察は非常に重要な課題であるので、今後議論したいと書いたところではありますが、その後、時間等の関係もあり、いまだ議論ができないままになっておりますので、今後残された時間を使って意見交換し、必要な事項については最終提言に盛り込んではどうかということです。

五つ目は、「担い手のあり方」です。まずは官民協働として、保護観察官と保護司との役割分担を明確化すること、保護観察所による保護司への対応の充実を盛り込む。保護観察官については、保護観察官専門試験の導入に向けた検討及び研修の強化等を、さらに、保護司につきましては、保護司適任者確保の方策及び保護司活動に対する支援のあり方について記載したいと考えております。また、更生保護施設については、更生保護センター（仮称）の創設のほか、更生保護事業の担い手の拡大、民間の更生保護施設への支援の強化等が提言に盛り込む事項として挙げられるだろうと考えております。そして、更生保護官署における人的・物的体制の拡充についても、具体的な提言をすべきであろうと思っております。

最後に、「国民・地域社会の理解」として、地方公共団体との連携強化、民間ボランティアに対する支援の強化とその活用による地域社会におけるネットワークの構築、広報活動の充実等、処遇効果等の検証と公表、犯罪被害者等への支援を盛り込みたいと考えています。

そのほかには、第三者機関の設置。この点については、かねてより委員からこうした機関を設けてはどうかという御提案がありましたが、会議で時間をかけて議論をしていませんので、今後残された時間で議論していただき、設置すべきであるという方向になるのであれば、最終的に盛り込んではどうかと考えております。

提言事項のうち、「当面の課題」については以上です。

次に、「中・長期的な課題」について申し上げます。その一つ目としては、「刑期満了者に対する新たな指導・援護制度の検討」があります。刑期満了者について何らかの制度が必要ではないかという点については、中間報告でも触れているところです。

二つ目は、「いわゆる中間処遇制度の検討」です。これについては、これまで十分議論し尽くされているとは言えませんので、今後の会議において、諸外国で見られるような、いわゆる中間処遇制度の導入の可否を含めて検討し、更生保護分野だけでなく、広く関係機関において検討する必要がある課題ではないかと指摘してはいかがかと考えております。

三つ目は、「執行猶予取消し等いわゆる不良措置の要件についての全般的な見直し」ということで、執行猶予者保護観察法の改正及び関係機関の協議による運用改善の効果を見極めた上で、なおも改善が見られなければ、要件の見直し等の更なる改善策を検討していく。また、併せて、仮釈放の取消し等のその余の不良措置についても、本提言を踏まえた改革の成果を見極めた上で、必要に応じ、その要件等の全般的な見直しを行うことを指摘したいと考えております。

最終提言の全体の構成等につきましては以上です。

野沢座長 それでは、引き続きまして、人的体制整備について御説明をお願いします。

事務局 保護局の総務課長でございます。

前回の会議で御審議がありました人的体制について、どのように考えるのか、どれだけの増

員が必要なのか、具体的な数字を示してほしいと御指示がございましたので、御説明申し上げます。

誠に申し訳ございませんけれども、これに関しては、いろいろと検討したわけですが、新たな施策の具体的な姿がまだ確定しておりませんし、関係部局等との協議ももちろん行っていない段階ですので、現在の段階では具体的に何人という数字を申し上げることはできません。そこで、本日は、実施に当たって増員が必要と考えております施策の項目と、それに関連する基礎的な数字を御説明申し上げますので、御理解を頂きたいと存じます。

まず、実施するために増員が必要と考えております施策は、およそ以下の七つに絞られるのではないかと思います。

まず、第一は、性犯罪者処遇プログラムの義務付けです。これは、昨年度末に既に通達を出しておりまして、本年度から、仮出獄者及び保護観察付執行猶予者に対して実施するものでございます。その対象の合計は1,348名ですが、平成18年度予算で既に増員の査定を得ておりまして、性犯罪者処遇プログラムと所在不明対策で合計45名の増員を得ております。ただし、御承知のとおり、今後5年間で国家公務員を5%削減するという合理化計画がありまして、昨年度は計画削減で24名が削減されております。この増員を原資としまして、本年度は東京、大阪、名古屋、福岡の4か所の保護観察所に4つの特別処遇実施班を設置いたしました。東京保護観察所に5名、大阪保護観察所、名古屋保護観察所、福岡保護観察所にそれぞれ4名が所属しております。東京の5名というのは、採用の時期の関係で、実際には4名体制で出発しているわけですが、この特別処遇実施班では、性犯罪者に対する集団処遇を実施しています。今後は、これを拠点庁として順次拡大していくことを考えております。また、今後は、特別処遇部門の設置とも関連して、増員を求めていく必要があると考えております。

二つ目は、覚せい剤尿検査の義務付けです。これは、平成16年度から、覚せい剤事犯の仮出獄者に対しまして任意での簡易尿検査の実施をしておりますが、それを保護観察付執行猶予者も含めて義務付けをしようとするもので、その対象は合計3,575名となります。これにつきましても、平成16年、17年と、仮出獄者に対して任意の簡易尿検査を行うということで増員の査定を受け、平成16年、17年の2年間で31名の増員を得ております。ただ、これについても、計画削減により平成16年、17年の2年間で27人の削減がありました。今後、対象を保護観察付執行猶予者にも拡大し、また、任意ではなく義務化することになりますと、当然対象者数も多くなりますので、その分の増員を求めていく必要があると考えております。

三つ目は、特別処遇部門の設置です。これについては、既に御説明申し上げたところですが、重大再犯事件を起こした者の事例を分析してみますと、暴力的傾向があつて、かつ飲酒、薬物、精神障害等の問題を持っている者が重大再犯事件を起こしている傾向にあることが分かります。平成17年末現在では、暴力犯歴のある問題飲酒対象者が459名、暴力犯歴のある精神障害対象者が241名、暴力犯歴のある薬物対象者が725名ありまして、現在この合計は約1,500名です。

こうした者に対して、保護観察官が重点的に保護観察を行うことにした場合、一人当たり何件ぐらい担当することが適当かという問題があります。イギリス、アメリカでは保護司はおりませんので、保護観察官が直接いろいろな処遇しているわけですが、その例を御紹介しますと、これは2005年の数字ですが、イギリスでは保護観察官の数が7,984人。対象者は19

万5,939人ですから,保護観察官一人当たりの対象者数は24.5人です。アメリカの連邦についてですが,ちょっと資料が古くて2002年の数字になりますけれども,保護観察官の数が4,516人,対象者の数が16万4,435人。保護観察官一人当たりの対象者数は36.4人となっております。

社会内処遇の内容が全く異なっていることもありますので,これらを直接参考にするわけにもいきませんが,保護観察官一人当たりがおおよそ30件ぐらいを担当しているのがイギリス,アメリカの状況かと思われます。また,今後特別処遇部門で扱うべき対象者に,先ほど申し上げたような者だけではなく,例えば無期刑で仮出獄した者や長期刑で仮出獄した者なども含めるかどうか,あるいは,どの程度の密度で保護観察を行うか等について,もう少し検討していく必要があると考えております。

四つ目は,被害者支援の導入ですが,これにつきましては,具体的な施策がまだ固まっておりませんので,今後の検討課題とさせていただきたいと存じます。

五つ目は,公的な更生保護施設の設置です。現行の更生保護施設の予算上の職員配置の基準は,定員が20人以下の施設では職員規模が4名,定員が21人以上の更生保護施設は5人になっております。ただし,公的な更生保護施設を創設することになりますと,現在の更生保護施設が受け入れているよりも処遇が難しい対象者を受け入れることになるかと思っておりますので,これよりも多い職員数が必要となると考えられます。ただ,公的施設と申しましても,国立にするのか,あるいはそのほかの形,例えば独立行政法人のような形にするのか,具体的には更に検討する必要があります。

六つ目は,仮釈放審査の充実です。地方更生保護委員会における仮釈放審理事件数等について,平成17年の速報値で申し上げますと,仮出獄審理事件受理件数は,1万7,916件,仮退院審理事件受理件数は,4,857件,そして,仮出獄取消し等のいわゆる特殊事件受理件数は3,536件でした。これらを合わせますと,地方更生保護委員会が平成17年に扱いました件数は2万6,309件となっております。一方で,地方更生保護委員会における事件担当の保護観察官は80名です。また,地方更生保護委員会の委員につきましては,平成17年度は53名でしたが,平成18年度に3名増員になりまして現在は56名になっております。保護観察官についても,平成17年度に9名の増員を受けておりますが,この2万6,309件を保護観察官数である80で割りますと,1人当たり329件の事件を担当していることとなります。

また,仮釈放審査の充実強化という点では,施設駐在官制度の見直しについても検討されていますが,平成18年4月1日現在の刑務所の数は67,少年院の数は52でして,定員700人以上の大規模施設,これは刑務所に限られますが,これが30施設あります。

最後に,七つ目として保護司への指導・助言の充実があります。これは保護観察処遇の態勢をどのようにするかという非常に大きい問題です。平成18年度の数字で申し上げますと,保護観察所において事件担当をしている保護観察官の数は650人で,平成18年1月1日現在の保護司数は48,688人ですから,現在の保護観察官一人当たりの保護司数は75人,また,事件数は101件になります。この問題については,先に述べました特別処遇部門をどう設置するか,あるいは現在,行っている分類処遇制度を今後どのように変えていくか等との関連がありますので,今後の施策と併せて検討していきたいと思っております。

野沢座長 それでは,続きまして,最高裁判所から説明をよろしく申し上げます。

最高裁判所 最高裁判所事務総局家庭局第二課長の河原でございます。

家庭裁判所調査官補に対する事件の分配について、簡単に御説明させていただきたいと思っております。

家庭裁判所調査官は、試験に合格しました後、家庭裁判所調査官補として、約2年間の養成課程研修を行いまして、その後、家庭裁判所調査官に任官するという手続をとっております。法曹関係者の方をイメージしていただきますと、昔の2年間の司法修習をイメージしていただければ、それとほぼ同じでして、最初は、埼玉県和光市にあります裁判所総合研修所で前期の研修を行いまして、その後、約13か月は各家庭裁判所の本庁に配属されます。ここでは実務修習、これは実際に家事事件、少年事件のそれぞれにわたって、堅い表現で言いますと、裁判所法第61条の3第2項に規定がありますけれども、「上司の命を受けて家庭裁判所調査官の事務を補助」することになっておりまして、実際は主任家庭裁判所調査官クラスの指導官に付いて一緒に事件を担当する。最初は、家庭裁判所調査官補ですので、調査のために対象者に対する照会書を出すとか、そうした付随的な事務から始まりまして、そもそも調査事項をどう選定するのかとか、対象者をだれにするのか企画をしたりとか、実際に面接をしたり、あるいは実際に報告書を起案したりすること等が研修の内容です。その実務研修を経て、また後期に研修所に一齐に集まって総合研修を行って、2年間を過ぎてから晴れて家庭裁判所調査官に任官するという手順になっております。

司法修習生と同じですが、家庭裁判所調査官補の時代、あるいは家庭裁判所調査官に任官した直後もそうですけれども、最終的に任官した後、一通りの調査事務を単独で行えるように、そして任官した後は、どのような事件でも十分一人で担当できるように、ということを目指して育成しておりますので、基本的には、簡単な事件から難しい事件を問わずに担当させていきます。最初のうちは、一人でできない場合には共同調査などもやっけていながら、少しずつ養成していくことにしております。ただ、これについては、どうしても、そのときの各家庭裁判所の家庭裁判所調査官の配置人数、あるいは事件配分にもよりますので、家庭裁判所調査官補はともかくとして、家庭裁判所調査官の場合になりますと、任官していきなり比較的大きな事件をやる例がないわけではございませんけれども、基本的にはそのような養成課程で育成しておるところです。

野沢座長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の御説明を踏まえまして、一括して御議論、御質問いただきたいと思います。最終提言のあり方を含めまして、最終提言に向けてのこの会議のスタンスと申しますか、よって立つ方向等についてでも結構ですので、どうぞ御自由に御発言いただきたいと思います。

それでは、まず、私から人的体制のことで一つだけ意見というか考え方を申し上げます。公的な更生保護施設の創設に関連してですが、現在あちこちで刑務所の増設をいろいろな形でやっております。そうすると、それを受ける更生保護施設が当然必要になるだろうと思っております。例えば山口県美祢市では1,000人規模の、島根県旭町には2,000人規模の刑務所ができるとなると、合計で3,000人からの方を収容することになりますので、その1割か2割程度の人数を収容できる更生保護施設がやはりどうしても必要になるのではないかと思うわけです。そういうことから考えると、少なくとも全国に8ブロックある地方更生保護委員会単位には、そういった公的な更生保護施設ができてしかるべきだと思います。

その場合に、先ほど、定員21名以上の更生保護施設では職員規模が5人以上であると説明

がりましたが、私どもが現場を視察した限りでは、5人という数では対象者の生活のお世話ができない。社会福祉施設的な運営ならばそれでもいいのかもしれませんが、専門的な処遇プログラムをできるだけ実施しようとか、更には今後の立ち直りに向けての就職支援、ハローワーク的な機能まで含めてやるとしたら、恐らくこの人数の3倍、4倍程度の人数は直ちに必要になるのではないかと思います。

そこでイメージに浮かびますが、大阪を視察させていただきましたときに、和衷会という更生保護施設を見学しまして、100人規模でしたが大変上手に運営していらしたと感心したのですが、やはり国立で国が100人ないし200人規模でしっかりと運営するとなれば、この5人という人数ではとても足りないと思います。塀の中ほどではないにしても、官民合わせて恐らく数十名規模でのサポートが必要になるだろうと思いますから、ここはひとつもう少し議論が煮詰まった段階で、改めて詰めていただきたいと思います。

先ほどの事務局の説明を伺うと、たちまち何百人規模の数字が浮かび上がってくるのですが、まだ詳細が決まっていない被害者支援の問題等も含めると、倍増の必要性も感ずるわけです。この問題については、前回の会議で佐藤委員から御要望がありましたが、この数字を御覧になっての御感想はいかがでしょうか。

佐藤委員 私が知りたいのは、だからどうするということであって、必要な項目等については先ほどの説明でよく分かりましたけれども、私が一番知りたかったことは何も説明がなされていない。これは、極端に言えば、大変だけれども増員なしでやり抜くという決意の表明かのようにお見受けしまして、真意は奈辺にありやという感じがします。

本江委員 やはり具体的にどれぐらいの人員が必要なのを早急に試算する必要があると思うのです。なかなか言いにくい面があるだろうと思いますが、本当にどれぐらい必要なかを言っていたかないと、この会議で議論もできないと思います。今までこの有識者会議でずっと議論をしてきて、我々委員全員が、更生保護官署は歴史的にも遅れ、国民の期待が大きいにもかかわらず、人員と予算が余りにも少な過ぎる、民間におんぶに抱っこでやっているという認識を持っているのですから、最終的には、今後はどれぐらいの陣容を構えて、日本の更生保護施策をやっていくのかをしっかりと打ち出さないと、有識者会議をやった意味がないと思うのです。そこはこれからの保護局の努力にかなりかかっていると思いますが、まずはとりあえずの試算をしていただいて、正直なところをお示し願わないと、なかなか議論にならないと思います。

野沢座長 人員や予算の関係は、財務省と総務省が所管していて、最近では内閣挙げて例の行政改革推進法案で総定員を5%カットするとか、地方については4.6%カットするとか言っていますが、そういった中で、なぜ更生保護は人員が必要なのかという必要性と事柄、そしてその積算根拠をしっかりと示す必要があると思います。これまでの実績を見ますと、「法務省は非常に大変だな」と比較的高く御理解いただいています。私が法務大臣をしていたときには、矯正と入管の分野について大幅に増やしていただいた実績がありますし、先ほどのお話では昨年も増えたようですから、一番大事なことは、どのような事柄がなぜ必要かをきちんと明確に説明することだと思います。実現できるという前提で私どもは最終提言を出していったらどうかと考えております。

後はそれを国がどう受け取るか、法務省がどう努力するかにかかっているわけですが、やはり内閣が日本を安全・安心の国にするという大目標をうたっているからには、必ずや御理

解をいただけるものと信じまして、我々はこの際しっかりと言わなければいけないと思います。現場を回りましたり、パブリックコメントやアンケートの結果等を読むと、何としても人的な補強をしない限り、どんな提言を出しても絵に描いた餅だと言われてしまうおそれがありますので、実はこのところが一番大事だと思っております。

そういう意味で、ここで御議論いただきました事柄につきまして、私は最終提言を出す前に、杉浦法務大臣にこれまでの議論の経過を御報告し、この方向に沿って努力していただくようお願いするつもりですので、それだけ申し上げておきます。

佐伯委員 佐藤委員から、事務局の説明の意図は奈辺にあるのかという御指摘があったのですが、もしかすると、このぐらいの人数が必要であるということはやはり事務局からは言いにくいのかもかもしれません。部外者の方が言いやすいということであれば、あるいは実際にそのような気もしますので、せっかくここまでの数値を事務局に出していただいたわけですから、我々が、この数値から何人ぐらい必要であろうということ、この数字を元にして考えてみてもよいのではないかと思います。先ほど、座長からは公的な更生保護施設の創設に必要な人数についての御意見を頂いたわけですから、その他の部分についても我々の方で大体このぐらい必要ではないかということを考えてもよいという気がします。

佐藤委員 先ほどの意見の補足をいたします。

極端に言えば、要は更生保護の分野はボランティア頼みの余りにも小さ過ぎた政府ではないかと思うのです。本江委員のおっしゃることを端的に言えば、置き去りにされた分野である。したがって、ほかの行政機関の組織あるいは部門と同じように、この分野の体制拡充を論ずることは不適當ではないかと思えます。政府全体として、この分野についてはある意味十分に手が付けられていなかった、それを補充、拡充することが国民的な要請であるという観点に立つ必要があるのではないか。したがって、法務省の中でいろいろと定員削減に対処しなければならぬような要求の設定の仕方でなくて、法務省とは別枠で、更生保護は今まで置き去りにされてきた分野なのだから、新規枠のつもりで拡充すべきであるという姿勢を打ち出していかねばいけないのではないかと思うのです。これを放置することは許されないとします。

したがって、法務省におかれても、どう打ち出せば狭いパイの取り合いではなくて、新規に人員を勝ち取ることができるかという観点で検討・議論していただかないと、今佐伯委員がおっしゃったことも、一つの大事な方途かとは思いますが、なかなか実現は難しいのではないかと思います。

金平座長代理 今の御意見にちょっと関連させて申し上げます。やはりこの会議が一体なぜ立ち上げられたか、そして更生保護はなぜこれまで置き去りにされてきたのかを考える必要があると思えます。こんな大事な分野でありながら、我々の社会は、これを大事にしないで放置して今日まで五十数年に及んできてしまった。ここにいろいろなひずみも起こっている。この有識者会議は、こうした認識で始まったのだと思えます。ただ、置き去りにされてきた期間が余りに長過ぎたために、パブリックコメントやアンケートを読んでいますと、管理職を含めた職員の意識が、「人数が足りないからできない」ということになっているという感想を持ちました。「何をなすべきなのに、人数がなかったからそれができなかった、でも私たちはそれがやりたいんだ」という積極的に展開させる理論よりも、できなかったことの原因をすべて人員不足に置き換えてしまっている結果が多かったことを私はとても残念に思いました。

しかし、そうはありながらも、佐藤委員の意見に関連して申し上げますと、やはり我々がこ

れまで協議したことを踏まえて、我々は更生保護をこう理解している、更生保護があればこそ我々の社会は良くなる、また社会が良くなるだけではなく、一人一人が生き直すことができるということをしかりと最終提言で書いて国民に示すと。だから、更生保護が必要なのだという理由を示して、そしてそれに基づいて今後必要な人数をはじき出してはどうかと思います。ただ単に足りなかったというマイナス志向でこれまで来てしまった反省を、やはりここで指摘したらどうかと思います。

ほかにもありますけれども、とりあえずこの点については以上です。

堀野委員 やるべきことは大体見えてきたと思うのですね。やらなければいけないこと、それから、人員を増やさなければいけないことも。問題は、私ども委員には、今日御説明いただいた事項から必要な人員をはじき出す方程式が何もないのですね。全くないのです。それぞれの業務が重なっているだろうし、あるいは重なっていないのもあるだろう。保護司との協働態勢の中でどれくらいの人数が必要なのかについて、我々ではなかなか方程式がつかれない。やはり事務局との共同作業でないと、恐らくこの数字をはじき出せないのではないだろうかという気がしています。そういう点では、私どもとしては、事務局には遠慮なくそうした方程式を示していただきたい。事務局として人数を出すというのではなくて、我々の責任において出すことは必要だと思います。

野沢座長 この前もちょっと申し上げましたが、総理大臣以下全閣僚で組織した犯罪対策閣僚会議の行動計画が平成15年の暮れに出ましたが、その中で治安を確保するためには、とにかく空き交番をなくそうというキャッチフレーズがありまして、確か警察官を3万人近く増やす方向を打ち出しまして、これが今着々と実現中です。

堀野委員 分かりやすいですね。

野沢座長 はい。分かりやすいです。そういう目標が一つあるとやれる。それから、もう一つの例が司法制度改革です。法曹人口の倍増化、すなわち、2万人そこそこの法曹人口を5万人以上にしようということで、これについても今法科大学院をつくって、6,000人ぐらいの学生をそこから卒業させる。そして、その半分ぐらいは司法試験を通るという話もあるわけです。これも目下着々と進んでいます。また、矯正では確か2万人ぐらいの要員ですけども、これについても必要だということで増やしていただいている。

要するに、必要なら何とかなるということです。ただ、それをどこから生み出すかについては、とても我々の範囲の及ぶところではないのですが、アウトソーシングなりPFIなり、国の工夫、努力でいろいろな方法を考えれば、節約できる組織、部門がまだあるのではないかと思います。とてもそこまでは具体的なことは言えませんが、この更生保護の分野に関して、これだけ必要だということだけは、この有識者会議の責務の一つとして言う必要があると思います。これをどういふかは国の責任であると思うのです。何が必要かについては今までの御議論の中で大分出てきていますから。

堀野委員 空き交番ほど単純ではないですよ。だから、そのところをどうするか……。

野沢座長 ああいう分かりやすいキャッチフレーズがあるとびたっといくのですけれども。

佐藤委員 先ほど説明がありましたけれども、警察の分野は、国によって仕組みがそもそも違っていますので、外国との比較ができ難い分野ですけども、警察制度の場合には、国であるか、地方であるかは別にいたしまして、単純に人口当たりで警察官が何人いるかが単純に算出できる話なのですね。それで、一般的にヨーロッパは非常に公務員の比率が高い。特に自治

体の公務員は多い。したがって、それとの連動はあるのですけれども、日本の警察官の対人口比率は非常に少ないということで、人口500人に1人の警察官が理想であると打ち出したのです。そうして、不足分は何人である、そのうち空き交番にこれだけ充てる、ほかの事項には何人いるという割り出し方をしたわけです。

その一方で、こちらの更生保護の分野でそういうことをするのは難しいと考えたときに、果たしてどういう方法で打ち出すかという問題があるのです。堀野委員がおっしゃったように、これは実務をやっている人たちからアイデアを出してもらわないことには非常に難しいと思うのです。

何しろ、日本の特殊性がありますから。5万人ぐらいの保護司がいて、その一方で官がある。この官と民とのかかわりをどのようにすれば、一番有効に機能するのは日本の特殊性でしょうから、そこからはじき出すことも一つあるでしょうし、新たな施策の導入に伴う事務が絶対的に増えるという観点からの算定もあり得ましょうし、いろいろあろうとは思いますが、一般国民にも分かるものとして非常に単純化した形でいかに打ち出すかだと思うのです。

本江委員 今おっしゃったこととの関連ですが、私が保護局におりましたのは平成10年ごろですが、そのころから比べると、やはり保護司を始め、民間の方々に支援していただいている情勢がかなり厳しくなっていることをひしひしと感じます。特に、新しい保護司の開拓が難しい情勢が徐々に高まってきておりますし、この七、八年、保護司の皆様といろいろと付き合ってお話を伺うと、保護司の負担が非常に大きくなっているのですね。だから、保護司になってくださる方がますます得られない。そういう情勢があって、そろそろ限界に来つつあるのではないかと思うのです。だれかが、「もうおれはできない、辞めた」と言ったら、「おれも一緒にやめさせてくれ」と言う人が次々に出てくる直前のような状況を感じるのです。

刑事司法の重要な部分を民間に依拠している国はほかにはないわけで、そのところをやはり国がしっかりと人的にも予算的にも支えるという覚悟を持って具体的に手当てをしなないと、民間に今までやっていただいたから、今後もそのまま甘えていればいいんだということでは、日本の治安は守れないと思うのです。そろそろ限界に来ている今、保護司の皆様方、あるいは民間のそのほかの更生保護関係団体の方々に少なくとも経費ぐらいはしっかりとお出しして、その代わりに手を貸してくださいとお願いしていかないと、そろそろ限界なのではないか。今きちんと手当てしなければ、更に大きな予算、つまり全部官がやらなければいけない時代になるのではないかと思いますし、そうした観点からも国民を説得していく必要があるのではないかと思います。

金平座長代理 今、民間ボランティアの話がたくさん出ていますが、ここでの議論を見ると、ほとんど民間ボランティア・イコール保護司という感じで議論されてきています。私もそのことは承知の上でこれまで発言を控えていました。というのは、やはり更生保護とは何かという根幹部分をきちんと議論しないまま、その周辺のボランティアの協力の仕方について話をするのは、中心のない話になってしまうと思ったからです。

私は民間ボランティアの中の更生保護女性会という会の全国組織の責任者をしています。会員数としては20万人という驚くような人数がおりますけれども、中間報告を出しました後に、私は全国の会員から随分と叱られました。「金平さんが出ているのに、中間報告のどこを探しても更生保護女性会がどう貢献したかが一言も出てこない」と。私はそれに対しては、今言ったような理由であえて発言していないのだということを一生涯懸命言ってきました。

では、更生保護女性会が要らないのかということ、私はそうではないと思っています。全国更生保護法人連盟からヒアリングをしましたときに、いみじくも更生保護施設の方が、更生保護施設を運営していく上で、更生保護女性会などのボランティアの人たちがいかに出入りしてくれるかということが、そして、単に出入りということだけではなくて、そこでいろいろな働きをしてくれることが助かると言っていたかまして、そうしたことが更生保護施設側から聞いたことは大変よかったと思っています。

今、本江委員がおっしゃったことですが、最近は少し減っているのではないかと思いますけれども、実を言うと、更生保護施設が建て替えになると、更生保護女性会を始めボランティアの方にいろいろと割り当てなどがあります。現に、50ある県の更生保護女性連盟のうち、2つの県組織は、毎年2,000万円のお金を集めています。これを一体どこに配分しているかということ、更生保護関係の施設が多いのです。

正直言って、「この寄附集めがあるからボランティアにはなりたくない」、「寄附集めがづらい」という会員もあるくらいです。しかし、その県では伝統的に寄附を集めています。配分先から助かったと言ってくれることを励みにしています。私も配分しているところの会合に行きまして、実際にその場面に立ち会ってきました。

この有識者会議を機会に、本江委員がおっしゃるように更生保護ボランティアばかりに頼るなということをして是非言いたい。自分の会のことを申し上げて恐縮ですが。みな何か役に立ちたいと思って活動をしているわけですから、本当は頼っていただきたいのです。ただ、その役立ち方が、何か国がやらないからということでは、インセンティブが今一つない。この辺りのところを国がどうお考えになるのでしょうか。

榊井委員 先ほど御説明いただいた人的体制整備に係る参考数値については、やはり保護局はもう少ししっかり考えなければいけないのではないかと気がします。七つの項目を挙げられたけれども、件数だけを出しておいて、どのくらいの人数が必要かという一番大事な結論を明確に出さないのはどうかと思います。一番よく分かっている人たちがもっと責任を持った形で、一つのプランを出していかなければいけないのではないかと。

例えば、性犯罪者処遇プログラムの義務付けについて言えば、性犯罪者は仮出獄者と保護観察付執行猶予者を合わせて1,300人ぐらいいるけれども、しかし、これは全員に対してやらなければならない話でもないのではないかとと思うのです。やはりレベルがあるでしょう。覚せい剤事犯者に対する簡易尿検査の義務付けにしても、対象者は3,500人ぐらいいるけれども、実際には少なくともどれくらいになるのだと、あるいは、この中についても優先順位があるはずだと思うわけです。そして、そこから割り出す。これはかなりダブっているものも多いでしょうから、現有戦力との兼合いも含めて、事務局で幾つかの算定スタイルを出していただかないと、これは一番大事な数字になるわけですし、しかも、それを説得力のある数字にしていくためには、我々が計算してみることは到底不可能だと思います。労働過重にならないとか、いろいろな計算があると思いますし、相当に責任が重いことも引き受けるということも加味しながら、やはり幾つかのパターンに分けて数字を出してもらいたいと思います。

単に件数だけを聞いただけでは、人数や予算にかかわる形のものを出すことは到底不可能だと思います。出す方も出しようがない。だから、あらゆるものが必要だとしても、先ほどの七つの項目の中でもダブリを含めて、これとこれとこれは特に必要であるとか、この分は必要だけれども、この数値の中でこれくらい絞れる、あるいは、十分ではないけれども、とりあえず

これくらいでできるということは、こちらではやりようがないわけです。先ほど事務局は、具体的な数値は出しようがないとおっしゃったけれども、これはもうちょっと努力できないのでしょうか。事務局が出したのから、我々が更に検討することもできると思うのです。

先ほどの説明では幾ら何でも不親切過ぎませんか。事務局としてはやはり増員したい、このままでは足りないと思っていると思うのですけれども、これでは説得力もない。やはりここは一番よく分かっている当事者がダブリも含めて、本当にこれが必要だ、これだけは要するという数字をはじいていただきたいと思います。

野沢座長 この問題については、いずれ各省庁、特に財務省や総務省とも折衝をしなければいけないわけです。それまでには具体的な数字にしなければいけないわけですが、ここでどこまで出せるかどうか。要員の問題は一番厄介な課題ですから、ここはひとつ内々にでも準備してください。どのような数値をどう出すかについてはまた改めて戦術を練らなければいけないと思います。

堀野委員 この前の視察で、簡易尿検査を義務付ける場合には、保護観察所が県庁所在地にしかないのです、出頭してくる対象者が大変だという話がありましたけれども、私は、法務省の地方支分部局に保護課がないことが大変不思議だと思っています。人権課はあるのに保護課はない。つまり、保護観察官は地方支分部局にはいないわけです。法務局にもいないですね。地方法務局に代わるものとして保護観察所があるわけですけれども、支局に人権課はあるのに保護課はないということで、要するに、あまねく保護観察官が各地で働くためには、やはりどこかにいないといけないのではないだろうか。そういう地理的な広がりの方でも、やはり必要な人員はあるだろうと思います。

私は、少なくとも1時間ぐらいかければ、必ず保護観察所の支部あるいは支局に行けるという意味で、保護観察所の支分部局が必要なのではないだろうかと考えているのですけれども、そうすると、やはり二、三百人は必要になると思うのですね。そして、新しい仕事を更に充実させたりするのに、少なくともまた何百名かは必要になる。大雑把に言えば、基本的には実動人員の倍増はどうしても避けられないのではないかという気がしています。むしろ、それぐらいでも非常に生ぬるいのかなという感じがしています。

金平座長代理 先ほど事務局から説明を受けた最終提言の骨子案に関連してですが、「地方公共団体との連携強化」という項目がありました。清原委員ともちょっとお話ししたのですけれども、こうした項目ができて本当によかったと思います。ただ、これまで刑事司法機関と地方公共団体との連携などはあり得なかったのですね。刑事司法はやはり国の仕事であると色分けされているわけです。

更生保護は刑事司法の一環であるとは言いながらも、社会内処遇であって、地域とともに、という言葉もありますから、非常に悩ましいところだと思いますけれども、だからこそ保護司の立脚するところも地域だし、更生保護官署が地方公共団体に連携を求めるのも当然だと思いますけれども、求められる側の地方公共団体からすれば、今堀野委員がおっしゃいましたとおり、私どもの会員が地方公共団体に行っても、どこにも更生保護の受皿になるセクションが設けられていないわけです。そうすると、更生保護の情報は全くその地方公共団体には流れないと考えてもいいわけです。

ですから、仮に法務省から保護局に情報が流れたとします。すると、保護局から保護観察所に、あるいは地方更生保護委員会に情報が行く。そして、その先は保護司に行くわけです。保

護司は法務大臣から委嘱されていますが、地域から選ばれているわけではないので、法務省、保護局、保護観察所、保護司と流れた情報は、それ以上地域には行っていません。強いて言えば、“社会を明るくする運動”だけは実施機関を地方公共団体に求めていますので、地方公共団体の長が実施機関の長を務めていることはありますけれども、あれが更生保護の一環だと思うのではなくて、“社会を明るくする運動”そのものだと思っている地方公共団体も多いのではないかと思います。

つい最近、地域の人といろいろと話をしていましたら、「我々のところには更生保護の情報などもらったこともない。それでただ協力規定だけあっても仕方がない」ということでした。もちろん、お金も何も流れるわけではないですから、お金をくださいというよりも、「情報網もないのにどうやって協力するのですか」と逆におっしゃるので、この辺のところは、絵に描いた餅にならないようにしなければいけないと思います。こちら側からすれば、当然のように「地方公共団体との連携強化」と書きますけれども、刑事司法が地方公共団体の仕事でもあると言うとすれば、整理の仕方と中身をもう少し書き加えないと無理ではないでしょうか。

野沢座長 地方公共団体は協力をすることができるという規定がありますね。

金平座長代理 「できる」規定でございますから。

野沢座長 「できる」規定なのですね。「ねばならない」にはなっていない。そのところから直さないといけなかなと思います。これについては、立法のときに大分やり合ったそうですね。協力規定を書くのがやっとだったという話を聞いております。

金平座長代理 地域社会の安全ということ言えば、特に最近は治安の問題が言われていますが、この問題について地方公共団体は更生保護に協力しろと言われても、正直言って、治安の回復とか安全の確保は、地元では警察の方がよほど地域住民には頼りになるところでして、更生保護って一体何だろうと思うのです。私は、やはり情報が全くいっていないところが……。

野沢座長 警察官は28万人のうち、およそ7,000人は国家公務員ですが、残りはみな地方公務員なのです。知事のもとに都道府県警察本部長がいますので、そういう形で治安は地方の責任だということになるのですが、更生保護はそうっていないのですね。

金平座長代理 だから、今更生保護女性会員が地域で治安とか良好な地域社会をつくるためにいろいろと協力をしていますけれども、その情報の出所は全部地元の警察からなのです。それで、地元の警察も、このごろは非常に地域の方の発掘に取り組んでいらっしゃるので、警察署協議会を含めて、私どもの会員にも大変お呼びがかかっているようです。

堀野委員 更生保護の場合は、地方公共団体が協力しようとしても、保護観察所は各都道府県に1か所しかないので、恐らく協力しようがないのだと思うのです。

金平座長代理 そのとおりだと思います。本当は、私は更生保護女性会という名称を変えたのです。更生保護は、もっともっと地域の中で、「犯罪や非行に陥った人たちがいるけれども、みんなで支えようよ」という活動をしていかなければならない。そのためには、私は男性を巻き込みたくて、女性会という名前を変えようと言って、まだ正式ではない形で投げかけてみたのです。いやだと言う人もいて、まだ進みませんけれども、私自身は、自らを名乗る際に更生保護女性会とは言わないで更生保護ボランティアと言っておりますが、地域には男性の力が欲しいときが本当にたくさんあります。そして、そういう人たちが地域の中で更生保護に目を向けてくれれば、また違った形で保護司への支援もできるのではないかと、保護司を孤立させ

ないで済むのではないかと考えています。

野沢座長 更生保護の力を何倍、何十倍にしようという意気込みでやっているわけですが、そのためにはやはり、都道府県や市町村といった行政や、議会、最終的には住民の皆様になるのですけれども、そうした方々全体の協力が動員できれば、これは一気に強くなると思うのです。そして、保護観察官には大いに研修を重ねてレベルを上げていただいて、その中でリーダーシップを発揮していただき、いわば指導者になっていただければ、大変力も付いてくるだろうと思うのです。

金平座長代理 保護観察所が国の刑事司法機関でありながら、本当に地方公共団体との提携が必要だと思うならば、保護観察所の所長が新たに赴任したときに、地元管内の市町村長にどれだけあいさつに行っておられるのか知りたいと思います。そういう努力が必要ではないでしょうか。

佐藤委員 老婆心ながら申し上げますけれども、恐らく総務省、また地方公共団体もそういう反応になると思うのは、刑事司法機関というように、「司法」という言葉が入ると、地方財政法において地方が財政に関して負担してはならない経費として、司法及び行刑に要する経費が規定されておりますので、とにかく事あるごとに、この条項を盾にとってきます。ですから、もし地方公共団体との連携を深めることを促進しようとするのであれば、表現を工夫した方がいいかもしれません。

堀野委員 地方自治法においては、地方公共団体が行ってはいけない事務の中から司法に関する事項が落ちましたよね。地方財政法には残っているのでしょうか。

佐藤委員 地方財政法には残っています。これは国の機関の設置時や運営に要する経費以下がずらっと書いてありまして、司法及び行刑に要する経費は国の負担となっていますから、論理的には当然のことなのですけれども、そこから派生して、司法にかかわるのであれば、それは地方公共団体の仕事ではありませんので、どうぞ国でやってくださいということになる。だから、更生保護が刑事司法だ、あるいは何とか司法だと言ってしまうと、それでは協力できないと主張する地方公共団体が出てくるかもしれない。

本江委員 そうということならば、この際はっきりと分けて、今現在ある刑事司法機関としての保護観察所を強化することにまずは徹する。先ほど堀野委員が二倍と言われましたけれども、私も二倍、三倍の人員が必要だと思うのです。まずは刑事司法機関としての体制を整備することが必要だと思いますので、金平座長代理が言われたことはまた別途、別のルートを通じてやろうと考えてもよいのではないのでしょうか。

金平座長代理 私がボランティアのことをあえて言わなかったのは、やはり更生保護とは何なのかと考えたときに、刑事政策、刑事司法だとおっしゃるならば、まずはそこをきっちり仕上げ、国の責任をきっちりやって、そして、その上で地域の人たちが何をするのかと考えたり、ボランティアは何をするのかと考えていくのが順序だろうと思ったからです。

野沢座長 大体そういう流れで来ていますので、これから最終提言を仕上げていく中で、表現を含めて非常に配慮しなければいけないことがたくさんあります。これからの二、三回が実は非常に重要になりますので、是非皆様の積極的な御意見を伺いたいと考えています。

それで、私からは是非お願いがあるのでありますが、先ほど事務局からも説明がありましたとおり、「保護観察対象者との接触のための情報機器の活用」、「少年の保護観察」、「第三者機関の設置」、「いわゆる中間処遇制度の検討」の四項目につきましては、いずれもこの会議に求め

られる任務からはやや外れているところもありますが、今回の提言事項と非常に強い関連がある分野でもありますので、残された回数は少ないですが、資料説明を出していただいて是非議論していきたいと思えます。

特に、少年の保護観察につきましては、今既に少年法の改正案が提出されていますし、少年犯罪の実態や処遇の流れについての解説であるとか、さらには各種処遇プログラムを活用して少年の更生、立ち直りの訓練をしているケース等につきまして事務局から説明をいただきたいと思えます。将来ある子供たちをこれからどうするかは、一つ大きな具体的テーマだと思えますので、よろしくお願ひします。

次に、いわゆる中間処遇制度については、諸外国では既に相当の国で実施していると聞いていますから、典型的な例があれば御紹介いただきたいと思えます。やはり、満期釈放者については関係ないということではなくて、満期で釈放される人たちにもできるだけ更生保護の恩恵に浴してもらいながら、少しでも有効な立ち直りをしていただくことができるのであれば、中間処遇制度を活用していくことも大事だと思えますから、これも追加していただきたいと思っております。

田中委員 行政改革推進法が今審議されている中で更生保護の体制の充実が議論されているのですけれども、私は、普通の形の増員要求とか予算要求では難しいと思うのです。ですから、今まで我々が議論してきたように、更生保護が民間に依拠して今日までやってきたことから考えると、やはりアウトソーシングを本気になってやらないといけないうらうと思うのです。

アウトソーシングの現状がどこまで行っているのかについてなのですけれども、例えば、ニューヨークのレストランにリザーベーションのために電話しますと、今その回線がインドにつながっています。それまではニューヨークのレストランではみんな電話係を置いていたのですけれども、「そんなのやめなさい、それよりもうんとうまくいきますよ」と言うので仕事を発注して、今では全部インドにつながっているわけです。ですから、窓際に席をとる場合にも、あるいは何時に予約するということも含めて全部電話係の人はニューヨークにはいないわけです。

これが一つの基準になっていまして、一般的に、官あるいは公務員は公正だという前提がありますけれども、今の世論の雰囲気としては、官はお役所仕事だという指摘もあります。お役所仕事・イコール官という受け止め方があるくらいですから、アウトソーシングもそこまで行くことだが必要だと思えます。ロジスティクスにかかわること、例えば旅費の精算にかかわることなどはアウトソーシングができる。先ほどのコールセンターの例で言えば、日本でも外資系の生命保険会社だけではなくて、日本の生命保険会社のコールセンターも今では沖縄につながるようになっていまして。これは、いかに人件費を安くするかという観点です。

もちろん、直接指導する人は公務員でなければならぬし、公務員がどこまでやらなければいけないかという問題はあるのですが、例えば、電話対応まではアウトソースできることもあろうと思うのです。秘密保持をどうするのかとか、幾つか契約上の難しい話はあると思えますし、刑事司法にかかわるぎりぎりのところはありますが、そのところまで進まない、これはすべて官の役割だと、国家公務員あるいは地方公務員がやる話だという整理ではもう無理だと思えます。

形式的にも、理念としても無理なので、アウトソーシングは本当にどこまでできるのかを検討し、刑事司法に関連した分野でもここまでアウトソースできるという事例でも見せない限り、私はそう簡単に進む話ではないと思っております。今までのように、局長がいて、部長がいて、

課長がいるから課員は何人いるとか、そこで出張旅費の精算や電話の受け答えをだれがやるのかという算定方法では、とてもではないけれども、それはもう無理。そういう方法で人員や予算をはじき出したって、私はやはり無理ではないかと思っているのですが、そこはどうなのでしょう。

今回、こういう形で保護司について勉強させていただきましたけれども、更生保護はこれだけ民間の方々にコミットしていただいている。先ほど金平座長代理が言われた「更生保護女性会」は、普通の人が聞けば、それはアシストする会、すなわち「助成会」であって、「女性会」だとは思わないと思うのです。けれども、実際は女性がやっておられる。とにかく、いろいろな形で無償あるいは無償に近い形で支援されてきたのだったら、アウトソーシングをそこまで使うということでないとはバランスもとれないし、議論としても国政には通らないと思うのです。

それから、先ほど地方公共団体の話が出ましたけれども、地方公共団体ほどコストのかかる組織はない。総与党態勢で行政経費、取り分け人件費は自治労があるから削れないし、歳出についても地元の利害組織と結び付いているから歳出も切れない、地方公務員も切れない、もうにっちもさっちもいかないのが地方公共団体だというのが普通のパーセプションですから、地方公共団体と連携すれば更生保護がうまくいくだろうと言われても、あれほどコスト高なところに更生保護を結び付けたら、それこそもうむちゃくちゃになるぞと感じている人が国民の中にどれだけいるか。私どもは、半分以上の国民はそう思っているのではないかと思います。

「地方公共団体との連携はもうやめてくれ、こんなことをやっていたら、コスト抑制なんかできないぞ」と思っている人が多いわけですから、私は、地方公共団体との連携を一般論として簡単に出さない方がいいのではないかとさえ思っております。

いずれにしても、最後は人員と予算の話になりますので、そこは相当の腹決めがないといけません。行政改革推進法案も多分通ると思われますが、来週中にも通るという話になっているくらいですから、それを通した役所の中で、ではこれからどうやって絞り込むかという議論が始まっている中で、ふわっとした話では通らないと思っております。ほかの委員の皆さん方の御認識とどれだけ合うのか分かりませんが。

堀野委員 アウトソーシングがどこまでできるのかという問題は、専門職かどうかという問題がありますよね。保護観察官はやはり典型的な専門職であると思います。

田中委員 権力行使の全面に直接出られる方が非公務員であるというのは、国民の常識にはなじまないでしょうね。ただ、権力行使にかかわらない、要するに便宜供与にかかわる話については、非公務員というかアウトソーシングを前提として組み立てないと恐らく無理だと思います。

堀野委員 アウトソーシングをするにしても、結局、国費を出さないと運営はできない、要するに収入源がない仕事ですから。

田中委員 しかし、コストが全く違います。電話交換手から始まって運転手まで全く違う。

堀野委員 しかし、基本的なコストはやはり.....。

田中委員 権力行使にかかわる人員は公務員であるべきだと思います。今国民の思っている常識から見ても、そこを崩すのは難しい。それは私も思っておりません。

佐藤委員 私は、今の田中委員の御指摘は現実を大変直視された御意見であって、確かにそのとおりだと思うのですが、しかし、今回のこの問題については、やはり再犯を防止す

るという国民的要求があって、また国家としても、治安を更に万全にすることに非常にかかわりの深いものだと思います。

ところが、これまでも理念としてはそれを内包していたかもしれないけれども、現実の保護観察の現場では、それを明確に意識して行われてきたとは言い難いのではないかというのが我々の共通認識だと思っています。その証拠として、現実に保護司を始めとする民間人に全面的に依拠してやってきた。対象者の改善更生を通じて再犯防止に資するという位置付けは分かるけれども、本当に再犯を防止しようとするならば、それは国家の責任、政府の責任であるとしたときに、また、そうした国民の要望と治安要請とを考えたときには、今の更生保護のあり方は是正を必要とするだろうと思うのです。別の言い方をすると、早くアウトソーシングし過ぎたというか、アウトソーシングが先行してしまった分野だったのかもしれないのですね。

ですから、いずれにしても、現状のままでは再犯防止への期待にはこたえられない。そうであればどうするかという一つの方法として、官の体制の強化が不可欠だという認識は、やはり得ていかなければいけないのではないかと。それでもなお、「出すものがないから、とてもではないけれどもそれはできない」ということであれば、それは政府の責任としてこれを放置し続けていることになるので、そのところは我々がやはり訴えるべきなのではないかと私は思うのですが、いかがでしょうか。

佐伯委員 以前の会議で申し上げたことですが、小さな政府というのは、まずは国民の安全を守ることが最低限の役割であって、その点についてお金を惜しむべきではないと思います。

二点目として、先ほど座長から御紹介がありました司法制度改革について言えば、最初に議論があったときに、裁判員制度あるいは法科大学院が本当に実現すると思っていた人は少ないと思うのです。少なくとも私は余り思っていなかったわけですが、しかし、やはり理想を語っているうちに実現した。今回も、すぐに実現するかどうかはともかくとして、理想として掲げるべきことは掲げるべきだろうと思います。

三点目として人員について申し上げますけれども、先ほど私は、委員の方で人数を算出した方がいいのではないかと申し上げましたが、その場合に出すのは必要な人数であって、それをそのまま増員すべきということではないと思うのです。必要な人数をどのように工面するかは、やはり国で工夫していただくべきことであって、もちろん、詳細に示すことはできないと思いますが、これだけのことをやるためにはこれだけの人数が必要だという大体のところを示すことは必要ではないかと思っています。

本江委員 田中委員はいつも政府の中枢におられる方だから、今おっしゃられたことは非常に実感を持っておっしゃっていたのだと思うのです。そうだとすると、やはりこの会議の提言でも、保護局や保護観察所のシステムのあり方、例えば総務部門を大幅にアウトソーシングするぐらいの覚悟で、あるいは職員全員を保護観察官にしまうぐらいの覚悟で、自分自身をそぎ落とすことも同時に書かないと、国も認めてくれないのかなという感じがしました。だから、この点についても、ひとつ保護局で考えていただきながら、現場の保護観察の実務そのもので何人必要かを算定していただきたいと思います。法務省には強い局がいろいろとある中で、保護局が一番弱小ですから、座長が特別に命令して人員を算定すると言っていたかかないと、これはなかなか実現しないのではないかと思います。

田中委員 佐伯委員が言われたことはそのとおりであって、先ほど事務局から説明された

のは要するにアクティビティーなのですね。アクティビティーとしてこういうものが要ると。そのアクティビティーをどう埋めるかは工夫しなければいけない。それぞれの現場で工夫して、このアクティビティーをどう埋められるか。従来どおりの図式でそのまま定員増や予算増に反映させるのであれば、それはとてもではないけれども無理だと思うのですが、アクティビティーとしてこれが要る、国の関与はこういうことなんだ、それをどう設計するかも含めて国の役割なんだということでしたら、皆、納得すると思うのです。

野沢座長 現状の実態からすると、なかなかこなし切れない仕事だろうと思うのですが、保護観察官には専門家として脱皮していただくことも必要だし、それから、更生保護施設に関しては、前回からも議論しておりますようにPFI手法も考慮に値するだろうと思います。また、地方公共団体の問題についてはなかなかデリケートなところですが、やはり地方公共団体の力を活用することも大きな課題です。

今、地方公共団体の首長の最大の関心事は、安全・安心な地域づくり、まちづくりとなっておりますが、それを約束して選挙でマニフェストとして書いて出てくれば、当然そこへ人も資源も集中することになりますから、これはルールの問題以上に必要性として地方公共団体が認識し、国民の皆様がそれを選べばいいわけですから、そういう方向で考えて、何としてもこの更生保護の分野はほっといてはいけないところだと思います。刑事司法であるかどうかということよりも、とにかく一番の出口に当たるこの分野が、今まで余りにもほったらかしになり過ぎていたのではないかとこのことを憂えているわけですので、今私どもにとって必要なことは、これだけはどうしてもやってくださいというニーズをしっかりと打ち出す。そして、それに必要な予算、定員については、またしかるべきところに、しかるべき努力をしていただくことかと思うのです。

そのためにも、私は皆さんの御意見を受けまして、提言の全体の方向性を杉浦法務大臣に御相談したいと思っているのです。是非心して受け取ってくれと。相当あちこちと議論せねばいけないだろうと思いますので。

榊井委員 座長のおっしゃったような、要するにアクティビティーにおける交番に代わるものはないのかという感じがします。要するに、いろいろな再犯事件が起きているわけですが、例えば再犯の防止に直接かかわる事項にかなり重点的に絞ってみて、少なくともこれだけは要するという数字は出してみてもいいと思うのです。全体的に見ると、もちろん二倍、三倍にもなるでしょうし、保護局の方が卒倒するような数字になって、それに返って驚いてしまったなかなか手もつかないかもしれませんけれども、幾つかのくりの中で議論できる数字の固まりといたしますか、そういうものが何かないのかなと思っています。警察の空き交番に当たる、非常に一般的に分かりやすい形でイメージができる数字が欲しいと思うのです。

野沢座長 ただ今の御指摘についてはひとつ我々みなで考えて、この提言によって、更生保護は抜本的に変わるんだという、国民や関係者が希望を持ってもらえるような提言を出したいと思っております。

金平座長代理 更生保護の中でどう盛り込むのかは分かりませんが、改善更生ということの関心の中には、やはり少年の保護観察の問題を置き去りにしてはいけないと思いますが、これまでの我々の議論には十分入っていません。

野沢座長 次回の会議でチャンスをつくって是非具体的に議論をして、方向性を出したいと思っております。

今日は最終提言の骨子案についての具体的な議論までできなかったのですが、会議はまだ二、三回ありますので、その中で逐次御意見を頂戴することにしまして、今日のところは大体このくらいにしたいと思います。それでは、次回以降の予定を事務局から説明してください。

事務局 既に御案内してあるとおり、次回第15回会議は5月19日金曜日の午後2時から午後5時まで、最高検察庁大会議室、法務省の20階のいつも開催しているこの部屋で開かせていただくこととしております。内容としては、先ほど御説明いたしました、最終提言の骨子案に盛り込まれている項目の中で、ペンディングとされている項目を中心として、残された検討課題について御議論を進めていくことと、最終提言の構成等につきましては、今日はその方向性や取り上げるべき項目等について、細かい議論には至りませんでしたので、次回の会議で最終提言の構成等についての意見交換を並行して議論していただきたいと考えております。

その後、先ほど座長から諮られましたように、6月に新たに2回の会議を設けるということで、今のところ、6月1日木曜日の午後2時から午後5時に、最高検察庁大会議室で第16回の会議を、それから、6月27日火曜日、場所は最高検察庁大会議室で第17回会議を設けていただき、順調に進めばこの6月27日で最終提言を取りまとめ、杉浦法務大臣に提出することができればと考えております。

つきましては、最終提言の骨子案についてお目通しいただきまして、会議外でも結構ですので、この項目が落ちているのではないかとか、こういう切り口はどうかとか、あるいは、この点についてはまだこの会議議論をしなければいけないのではないかとという点がありましたら、事務局まで御連絡いただければ幸いです。

次回以降の予定につきましては以上です。

野沢座長 それでは、御協力をよろしく申し上げます。今日はどうもありがとうございました。

了